



新しくなった川内北キャンパス

# 東北大学法学部同窓会 会報

第 36 号

東北大学法学部同窓会

〒980-8576

仙台市青葉区川内

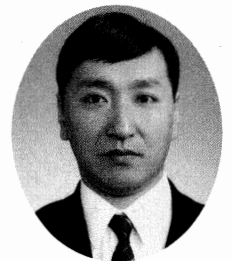
東北大学法学部内

Tel・Fax 022-795-6181

発行日 平成21年7月22日

印刷所

株 廣 濟 堂



## 川内だより

会 長 芹 澤 英 明

平成二十一年四月に、法学研究科長・法学部長に選任され、同窓会長を務めさせていただくことになりました。同窓会長として微力を尽くす所存ですので、同窓生の皆様におかれましては、前任者の稲葉馨教授の時と同様、変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

今年、昭和三十四年に同窓会が設立

されてから五十周年という記念の年に当たります（同時に、昭和二十四年に法学部から法学部が独立してから六十年目を迎えます）。本「会報」でも別途ご案内があると思いますが、五十周年をお祝いするために、秋には、「同窓会五十周年記念誌」の発行、五十周年記念総会として、同窓会本部・宮城支部合同総会が開催される等、記念行事が目白押しとなっております。特に「同窓会五十周年記念誌」は、法学部六十年、同窓会五十周年の歩みをふりかえるとともに、歴代同窓会長のメッセージを始めとした懐かしい先生方と同窓生の皆様の寄稿が掲載されています。読みごたえがあります。資料編には思い出の写真やキャンパス古地図、模

擬裁判のテーマ一覧やポスター等が収録されるなど、歴史的文書としての価値も高いので、刊行の暁には是非ご一読ください。同窓会五十周年を迎えるにあたり、会員の皆様におかれましては、本部・支部・同期会等の場で、法学部及び同窓会の来し方を回顧し、行く末を展望する機縁としてくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

法学研究科・法学部の近況等につきまして、教員スタッフの異動を中心に報告させていただきます。まず、平成二十年五月に、金淑賢准教授（東アジア政治外交論）が赴任されました。平成二十年七月には、公共政策大学院の実務家教員の、佐分利応貴准教授（経済産業省）と原田賢一郎准教授（総務省）がそれぞれ本省に戻られました。他方、平成二十年八月には、公共政策大学院の実務家教員として、久武昌人教授（経済産業省）、西泉彰雄准教授（総務省）が赴任されました。

平成二十一年三月には、柳父圀近教授が定年退職されました。柳父教授は、政治学史・西洋政治思想史の講義を担当さ

れ、平成八年四月から二年間研究科長を務められました。この四月には、名誉教授の称号が授与されるところにも、東北大学に新たに設けられた総長特命教授(教養教育)として、現在川内北キャンパスにおいて全学教養教育を担当されています。同窓生の方で、もし川内にいらつしやることがありましたら、北キャンパスの柳父教授の研究室を訪れてみて下さい。今も変わらぬ聲咳に接することができるでしょう。同じく三月末に、川人貞史教授(政治学)が東京大学大学院法学政治学研究科に移れるために退職されました。川人教授は、同月、これまで本研究科教授として行つてこられた「選挙制度と政党システム」および「日本の国会制度と政党政治」分野における研究業績により、日本学士院賞を受賞されています。また、法科大学院の専任教員の動きとしては、実務家教員として活躍されてきた刑事法担当の菊池静香教授(法務省仙台高等検察庁)と知的財産法担当の平塚政弘教授(経済産業省特許庁)がそれぞれ本省に戻られました。

平成二十一年四月には、次の新任教員をお迎えしています。渡辺達徳教授(民法)、佐々木弘通教授(憲法)、竹下啓介准教授(国際私法)のお三方は、それぞれの専門分野で学部・法科大学院・研究大学院における研究教育活動を担つてくださる心強いスタッフです。また、この時、法科大学院の実務家教員として、刑事法担当の宮田誠司教授(法務省仙台高等検察庁)、知的財産法担当の杉江渉准教授(経済産業省特許庁)、さらに公共政策大学院の実務家教員として、都市法担当の小玉典彦准教授(国土交通省)が赴任されました。

平成二十年四月には、辻村みよ子教授が、本学の

れました。これは、東北大学が本学の教授のうち、その専門分野において極めて高い業績を有し、かつ、先導的な役割を担うものを顕彰するために新たに導入された制度です(平成二十年度には、全学で、四月に二十五名、八月に五名、計三十名が任命されています)。憲法学者として、東北大学21世紀COEプログラム「男女共同参画社会の法と政策」(平成十五・十九年)の拠点リーダーを務め、男女共同社会の法と政策に関する世界的視野の研究を行つていくということが評価されました。

助教の動きをみますと、平成二十年八月に、阿部未央氏(労働法・社会法)が山形大学人文学部講師に、九月には、菅原真氏(憲法)が名古屋国立大学人間文化研究科准教授になり、平成二十一年三月には、田中清久氏(国際法)が愛知大学法学部助教に、石月真樹氏(民法)が北海学園法学部講師になつて、片平の法科大学院・公共政策大学院を去られることになりました。また、平成二十年九月に採用された早川のぞみ氏(法理学)も、平成二十一年三月に桃山学院大学法学部講師となつて片平を去られました。この他、新任の助教として、平成二十年十月に岡本寛氏(憲法)が、平成二十一年四月には、岩本学氏(国際私法)、小野昇平氏(国際法)、富樫景子氏(刑法)が、法科大学院・公共政策大学院担当の助教に採用されています。また、平成二十一年四月には、猪瀬貴道(国際法)、伊藤慎一郎(健康法政策)の両氏が研究大学院担当の助教(アカデミック・スタッフ)として新たに採用されました。このポストは、今回、将来構想・競争的資金獲得・評価・広報・国際交流等の研究教育サポート体制を充実させるために新たに設けられたものです。

次に、法学研究科・法学部における研究教育活動についてお知らせいたします。第一に、特筆すべきこととして、平成二十年度に、グローバルCOEプログラム「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」(拠点リーダー:辻村みよ子教授)が始まり、その中で、全国で初めて、東北大学と諸外国の大学の双方で博士号を同時に取得する、いわゆるダブル・デイグリーのコースとして、「クロスナショナル・ドクトラル・コース(CNDCC)」が設置されました。平成二十一年度は、その最初の留学生を大学院後期三年の課程に受け入れることになっていきます。これら、大学院法学研究科・法学部の最新の動きについては、ウェブサイト <http://www.law.tohoku.ac.jp> で情報発信していますので、どうかそれぞれのページをご覧くださいませよう、お願いいたします。

第二に、平成十六年に片平キャンパスに開設された法科大学院・公共政策大学院は、修了生にとつて就職の門戸が狭いという構造的な問題をかかえながらも、ここまで順調に発展してきました。特に法科大学院は、平成二十年度に行われた大学評価学位授与機構による初の認証評価で、全ての基準を満たしているだけでなく、特に優れた点として、「(1)法律実務基礎科目において、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目「民事・行政裁判演習」が開設されている。(2)本法科大学院に学生心理相談室が設置されており、臨床心理士が配置されている。(3)自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。」という三点の指摘を受けました。これらは、他の法科大学院に比べたときに、東北大学法科大学院が有しているユニークかつ優れた特徴であるといえ、開設

以来、学生にとつてより良い学習環境を提供し、試行錯誤を続けながら優れた法曹の養成を目指して日夜努力を重ねてきた成果が客観的に認められた証左であると思います。また、平成二十年度の新司法試験においても、本学法科大学院修了者は、合格者数（五十九人、全国九位）、合格率（全国平均三十三%のところ本学修了生は四十六・五%、全国八位）の両面で、開設以来最高の結果を出すことができました。施設面においても拡充が図られ、平成二十二年には、片平キャンパス内に、法科大学院・公共政策大学院・法政実務教育研究センター・ジェンダー平等多文化共生研究センター・法政実務図書室等を収容する「片平エクステンション教育研究棟」が完成する予定です。現在、法科大学院教育については全国的に質の向上のために一層の改善を行うことが求められています。本研究科においても、設置後五年を経て、入試制度やカリキュラムの見直しに努めているところです。

第三に、ここ数年、本「会報」の「川内だより」でもお伝えしてきた、研究大学院（博士前期二年、後期三年の課程）の入学定員（各二十名）充足問題がいよいよ深刻になり、このままでは、研究者養成という法学研究科本来の機能を十分果たせなくなるというだけでなく、法科大学院・公共政策大学院で教員となるために必要とされる高度な実務・研究・教育能力を持つ後継者の養成に支障をきたすところまで来てしまいました。法科大学院・公共政策大学院を設置した他の国立大学でも同じ問題をかかえています。平成二十二年度から始まる次期中期目標・中期計画の策定にあわせ、本研究科では、今年度から研究科全体として対策を早急に考えることといたしました。そのためには両専門職大学院にお

ける実務法曹と政策実務家の養成課程を、学部・研究大学院のカリキュラム改革の中に位置づけ直すという大変困難な課題に取り組む必要があります。これを避けて通ることはできません。研究中心主義の原点に戻り教員一同知恵を絞り出すので、同窓生の皆様におかれましては、この動きを温かい眼差しで見守り、特に人材育成の観点から、後継者養成のために様々な局面でサポートしてくださいますようお願いいたします。

最後になりましたが、本年度は、同窓会事務局がある川内の法学研究科棟で、大規模な耐震工事が行われます。工事期間中（七月～十二月の予定）には、一時的にいろいろご不便をおかけすることがあるかと思いますが、どうかご海容くださいますようお願い申し上げます。本学では、百周年を機に、毎年秋に「ホームカミングデー」を実施しています。今年は、同窓会五十周年記念総会もありますので、これを機会に同期会等でご来仙の折には、ぜひ片平・川内キャンパスに立ち寄り、皆様の貴重な青春の思い出を継承するために、現在の教員や後輩在学生と積極的に交流していただきますようお願い申し上げます。

① 通常会員	8,695名
② 学生会員	820名
③ 特別会員	27名
④ 不明会員	4,529名
⑤ 逝去会員	2,571名
計	16,642名

## 21年度同窓会総会のご案内

### 〈東京支部総会〉

- 日時：11月6日(金) 18時～  
(第1部) 総会・講演(池田元足利銀行頭取)  
(第2部) 懇親会
- 会場：(東京神田) 学士会館 TEL 03-3292-5936
- 会費：@7,000円  
会場にて同窓会50周年「記念誌」の販売(@1,700)を行います。  
出席される方は佐藤正之事務局長宛に氏名・卒年を連絡願います。  
TEL/FAX：047-453-9592  
E-mail:Seish-s@xc4.so-net.ne.jp

### 〈同窓会本部・宮城支部総会〉

- 日時：11月13日(金) 18時～  
(第1部) 総会・50周年記念講演  
(福田加齢医研所長)  
(第2部) 懇親会
- 会場：ホテル法華クラブ仙台 TEL 022-224-3121
- 会費：@5,000円  
会場にて同窓会50周年「記念誌」の販売(@1,700)を行います。  
出席される方は同窓会事務局まで氏名・卒年をご連絡願います。  
TEL/FAX：022-795-6181  
E-mail:dosokai@alumni.law.tohoku.ac.jp

# 東北大学法学部同窓会設立50周年



## 祝

東北大学法学部同窓会設立50周年を祝し、東北大学を代表して心よりお祝いを申し上げます。

東北大学法学部は、大正11年に創設された東北帝国大学法文学部をその源とし、第二次大戦後の昭和24年に新製の法学部として出発をいたしました。このたびめでたく60周年の記念の年を迎えました。本年は、このように東北大学法学部が新制法学部として船出をしてから60周年であると同時に、東北大学法学部同窓会が設立50周年を迎える記念の年である何っております。東北大学法学部同窓会は、昭和34年に設立され、本学の部局同窓会の中でも長い歴史と輝かしい伝統を持つ同窓会であり、とりわけ一昨年の東北大学創立百周年に際しましては、法学部同窓会の皆様方に温かいご協力と多大のご支援を賜りましたことに、この場をお借

## 辞

東北大学総長

井上 明久

りいたしましたし、心より厚く御礼申し上げます。

私は、平成18年の総長就任後、東北大学が人類社会の発展への貢献という揺るぎない姿勢をもつて「世界リーディング・ユニバーシティ」を目指す道程として、私の任期中に取り組むべき重点課題を「井上プラン2007」として取りまとめ、公表いたしました。このプランの中の1つ重要な柱として「同窓会組織の充実」を挙げさせていただきました。東北大学創立百周年記念事業の1つとして、従来の東北大学全学同窓会を発展させまして東北大学校友会を発足させ、本学の教職員、在校生、卒業生及び修了生、在校生のご家族の皆様等の本学関係者が一体となって東北大学と連携し本学の発展のために手を携えてご協力いただける体制の構築を目指しております。本学の

卒業生は東北大学にとって非常に貴重な財産であり、東北大学は卒業生にとって誇りうる故郷である、そのような視点から東北大学のさらなる発展のために総長として今後とも全力を尽くしてまいりたいと考えております。

東北大学の法学部は、法学・政治学分野の教育研究の両面に関して目覚ましい成果と実績を上げ、我が国を代表する法学部として発展を遂げてまいりました。平成16年4月には、国立大学の法人化と同時に、法科大学院及び公共政策大学院という2つの専門職大学院を本学で最初にスタートさせ、現代社会のニーズに 대응する新たな教育研究体制を構築するなど、21世紀に入り新たな発展を遂げております。これも、同窓生の皆様方のさまざまな形でのお力添えの賜物であると存じ、長年にわたるご支援に感謝申し上げます次第です。

本学は、一昨年の創立百周年を機に、新たな世紀のさらなる発展に向けて新しい第一歩を踏み出しました。法学部同窓会の皆様方には、今後とも一層変わらぬ本学へのご支援とご鞭撻を何卒よろしくお願い申し上げます。最後になりましたが、東北大学法学部同窓会のみならずのご発展を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

# 東北大学法学部同窓会設立50周年特集

## 同窓会五十年小史

事務局長 清水 廣行

### 1 同窓会の設立

(昭和34年12月13日)

本同窓会は昭和34年12月13日に設立されました。今年で満50年を迎えます。また、新制法学部がスタートしたのは昭和24年4月ですので今年で満60年になりました。これらを記念して今秋を目前に「記念誌」発行の準備を進めています。「記念誌」は希望者への有料頒布となりますが、法学部60年の歩みや同窓会50年の歩み、歴代同窓会長からのメッセージ、退官された諸先生方の文章、中川先生と法学部学生との触れ合い、同窓の皆さまからの投稿、学生の課外活動の状況レポート、想い出の写真集・キャンパス配置図・模擬裁判ポスター・集成等盛り沢山の内容で構成されています。ぜひ一部お手元に置かれるよう奮ってお申し込みくださるようお願いいたします。ここでは切り口を変えた同窓会活動回顧を取りまとめお届けします。

同窓生の連携は各地でそれぞれに行われていたが、新制法学部スタートから10年を経過して横断的な同窓会組織化の機運が高まり、34年10月設立準備委員会が設置された。数回の会合を経て34年12月13日川内会館において百名を超える参加者が集まり創立総会が開催され、会則・事業計画・予算・役員選任が行われ正式に東北大学法学部同窓会が発足した。同窓会長は法学部長・研究科長がその任に当たることになり、初代会長に高柳真三法学部長が就任した。現在の芹澤英明会長で24代となる。

- 以下歴代会長氏名(敬称略)及び任期を掲げる。
- ①高柳真三(S34・12〜36・3)
- ②柳瀬良幹(36・4〜39・3)

### 2 会報の発行

(昭和35年)

同窓会結成を知らせる「会報」第1号は35年1月31日付で発行された。当初事業計画では毎月1回の発行が予定されたが実現に至らず、復刊第2号が発行されたのは十数年後48年11月30日付、第3号が50年10月31日付であった。52年6月30日付第4号以降年1回の発行が定例化された。当初は4ページないし6ページ建てであつ

### 3 会員名簿の発行

(昭和35年)

だが活動の充実と相まって次第に増ページされ、現在では学部状況・講演要旨・先生の研究紹介・同窓会年間行事計画及び報告・会員投稿・支部便り・同期同窓会報告並びにお悔やみ情報などを織り込んだの24ページ建てが中心となっており、住所の判明している全会員約九千名に無料配布している。

卒業生を網羅する同窓会「会員名簿」は35年3月に第1号が刊行された。当初同窓会入会者約一千名に配布したが35年8月入会者拡大策の一環として未入会同窓生にも配布された。名簿はその後38年度まで毎年刊行されたが、40年以降隔年発行が定着した。平成7年に至り増大する同窓生数とそのデータ管理の煩雑さを考慮して、4年ごとの刊行へと切り替わった。当初中間の2年目に変更のあった会員情報を補充名簿として発行する計画であったが財政難もあり補充名簿は9年に発行されたに留まっている。名簿は全会員への無償配布が続いていたが、財政状況

### 4 同窓会支部の組織化

(昭和35年)

35年の会員名簿には北海道・青森・岩手・山形・茨城並びに京都の6支部が掲載されている。36年には千葉・東京・大阪の各支部が加わり、37年には新潟及び東海支部が、更に50年に群馬支部、54年に宮城支部、平成19年に広島支部が組織化された。一方、62年には京都支部、63年に茨城支部、平成2年に千葉支部、6年に群馬支部が消滅している。これらは運営の中核となる方がいなくなったり全学同窓会での活動に吸収されたり近隣支部活動に主体を譲つたりした結果と思われる。また最近では支部活動が不活発となっている支部も見受けられ、その活性化が課題となっている。

- ③齋藤秀夫(39・4〜41・3)
- ④折茂 豊(41・4〜43・3)
- ⑤世良晃志郎(43・4〜45・3)
- ⑥祖川武夫(45・4〜47・3)
- ⑦服部栄三(47・4〜49・3)
- ⑧莊子邦雄(49・4〜51・3)
- ⑨外尾健一(51・4〜53・3)
- ⑩幾代 通(53・4〜55・3)
- ⑪鈴木祿彌(55・4〜57・3)
- ⑫廣中俊雄(57・4〜59・3)
- ⑬宮田光雄(59・4〜61・3)
- ⑭関口榮一(61・4〜63・3)
- ⑮太田知行(63・4〜H2・3)
- ⑯小田中聰樹(2・4〜4・3)
- ⑰小山貞夫(4・4〜6・3)
- ⑱藤田宙靖(6・4〜8・3)
- ⑲柳父圀近(8・4〜10・3)
- ⑳大西 仁(10・4〜13・3)
- ㉑河上正二(13・4〜16・3)
- ㉒植木俊哉(16・4〜18・10)
- ㉓稲葉 馨(18・11〜21・3)
- ㉔芹澤英明(21・4〜現職)

## 5 同窓会費の変遷

同窓会設立当初は入会金300円・年会費200円と定められた。当時の卒業生総数は4,938名でその中で約1,000名が死亡もしくは不明であった。設立時2,500名の加入を見込んだが実際に加入手続きをとったのは約1,000名であった。このため37年度からは年会費を300円に改定、更に43年には年会費を500円に改定すると同時に、5千円の一括納入者を終身会員とする制度が導入された。この終身会員制度導入後50年度までに1,891名の会員の方々に終身会費を納入いただいたが、諸物価の高騰による運営経費増加もあり、51年の総会で会費を1,000円に、終身会費を1万円に、更に58年度には年会費2千円・終身会費2万円とする改訂が実施された。平成6年に至り年会費3千円・終身会費3万円に値上げするとともに、これまでの終身会員に対して運営費充当目的の寄付を5千円乃至2万円を目安に要請することになった。この寄付金は8年6月の最終集計で122,211件合計17,079千円に達し当面の運

営を大きく支えた。13年度からは年会費を運営協力金（寄付）と改め年額2,500円の納入をお願いすることとなったが運営収支決算の赤字が止まらず、13年11月の総会で年額を3千円にするとともに、平成4年以前の終身会員に対して一口1万円の特別運営協力金をお願いすることを余儀なくされた。この特別運営協力金は14・15年度で658名合計6,707千円が寄せられ事業計画の円滑な執行に大きく寄与した。平成15年には運営協力金制度と終身会員制度を廃止して従来の「年会費」制度に戻した。この経過措置として終身会員として入会10年未満の会員には当面会費納入要請を行わないこととした。このように会費値上げと運営費収支のいたちこつこが続いているが、同窓会はずべて同窓会費収入で運営されており今後一人でも多くの会員の方々のご理解ご協力をお願いする次第です。

## 6 同窓会総会の定例化

(昭和53年)

同窓会総会の開催は主として仙台で行われてきたが、

53年度の総会は東京支部会の協力を得て初めて東京で開催された。これは東京圏の同窓生増加や交通の便利さから広く全国の会員の参加が容易なことを考慮した結果である。爾後同窓会総会は東京・仙台で交互にそれぞれの支部総会と同時に開催する方式が定例化された。

## 7 学術振興基金の創設

(昭和55年)

48年頃から、東北大学法学部の研究教育活動に必要な助成を行う組織構想が発議され財団法人設立が検討された。50年の会報では莊子会長から「法学」刊行についての窮状と同窓生への援助要請が訴えられている。52年に至り財団構想がかなり具体化されたが寄付金に対する免税措置が認められないことから取りやめとなった。その後募金を国に寄付して大学が国から経理委任を受けて運用する方式が採用され、53年5月から東京支部会のリーダーシップにより募金が始され55年2月までに1600名を超す会員や54法人等から合計94,876千円が寄せられ、約9千万円を委任経理金と

## 8 同窓会運営組織の強化

(昭和57年)

する基金が誕生した。現在も主として「法学」刊行費用として利用されているが、年月の経過とともに原資が少なくなってきたり近い将来新たな募金提供の必要性が増大している。

同窓会設立当初は常任理事3名を中心にとちらかと云うと「名簿」発行主体に運営されていた。47年事務局長に佐々木尚介氏（32卒）が就任し次第に運営体制が固まり、57年には事務局の諮問に成じて同窓会運営を円滑に進めるため運営委員会が設置された。平成6年4月廿数年事務局長を務めた佐々木氏が急逝、後任に小野寺健三郎氏（32卒）が就任、専属職員を雇用して事務局運営が行われた。平成13年9月事務局長が及川行翁氏に交代、14年度に常任理事の増員が行われ運営委員会が常任理事会に組織替えされ運営が強化された。その後事務局に同窓生の事務局長補佐が最大3名就任し週3回事務に取り組み体制が組まれている。現在は20年4月事務局長が清水廣行（39卒）に交代、事務局

## 9 同窓会創立25周年

(昭和60年)

長補佐1名（42卒）との二人三脚で運営している。

同窓会の25周年記念行事として、法学部在学を対象に本学に所縁のある財界人又は法曹界から講師をだして記念講演会を開催することになった。60年6月24日東京ガスの安西浩会長（同窓会副会長）の「エネルギーの移り変わり」と題する講演が法学部一番教室で約300人の学生や多数の教官・在仙同窓会役員が参加して行われた。日本におけるエネルギー問題・ガスエネルギーの移り変わり・今後の課題に分けての話であったが、その合間にも、大学を出て東京ガスに入社した頃の武勇伝や江川投手の仲人を引き受けたエピソード、学生の質問に答えての青春時代の思い出など時間をオーバーする熱演であった。「会報」13号に当日の様子が報告されている。

## 10 飯塚氏からの高額寄付

(昭和62年・平成16年)

62年6月の理事会であり、にも貧弱な財政状況を見かねた飯塚氏（18卒公認会計

士)から1千万円という高額の寄付申し出があり有り難く頂戴した。その後平成4年の総会で時期を見て新たな募金活動を行うとの議決がなされたのを踏まえて同氏から再度4千万円の寄付申し出を受けた。氏の御好意を有効に生かすためいろいろと検討の結果数年にわたる定期給付として受領し、同窓会事務経費への繰り入れ・次に述べる同窓会新基金への充当・税務処理等で最終的に寄付手続きを終えたのは16年であった。改めて故人の御遺徳を偲び同窓会としての深甚なる感謝の意を捧げる次第である。

11 同窓会学術振興基金の創設 (平成12年)

先に誕生した基金では助成できない法学部における研究活動や同窓研究者への援助を何とかしたいとの機運が高まり、11年が新制法学部誕生50年に当たることから新たな「同窓会学術振興基金」を作ることとなった。募金は11年11月から開始され12年11月の締め切りまでに246名の会員から合計5,838千円が寄せられ、これに飯塚氏からの特別寄付20,600千円を加え

て26,438千円の新しい基金が成立した。

この「同窓会学術振興基金」は同窓生理事長(初代阿部純二名誉教授30卒、二代目吉田正志教授45卒)のもと同窓生からの若干の理事により運用されており、大学院生の研究発表誌「東北法学」発行経費助成を皮切りに、同窓生関係者が主催する学会や外国人研究者を迎えての研究会開催補助、学生の課外活動である無料法律相談所・模擬裁判実行委員会・法社会学研究会・倶楽部国際法等の活動、更には法科大学院生を中心とする司法試験対応のための「私法研究会」助成へと拡大して援助活動を行っている。

12 同窓会会員資格の拡大 (平成13年)

同窓会設立当時は、東北帝国大学法文学部法学科卒業生・東北大学法学部卒業生の中から同窓会に入会し会費を納入するものを同窓会会員としていたが、平成13年度に至り同窓生全員を同窓会員とすることに改められた。その後15年10月の総会で入会資格範囲を大学院および法学部の「在学生」まで拡大する会則改正が行

われ、法学部に一旦籍を置いたものは中途退学した場合でも同窓会会員となることとなった。これは当面の急務である財政再建に資するため他学部での事例を参考に資格拡大を実施したものである。これに伴い毎年入学試験合格者に対する法学部事務部門からの入学連絡文書と共に法学部同窓会入会のしおりが配布されることとなり、新入生による同窓会費納入が同窓会費の大きな部分を占めるようになっていく。

13 卒業祝賀会への積極参加 (平成14年)

毎年卒業生に対しては、法学部が主催する卒業祝賀会に先立って事務局が同窓会加入勧誘を行い時として祝賀会の中で事務局が簡単な祝辞を述べる程度であったが、14年度からは常任理事を中心により積極的に参加し、同窓会からの祝辞・しおり配布・懇談・学生歌斉唱リード等を行うようになった。これは上述したように卒業生はすでに同窓会会員であり入学時に在学中の同窓会費を納入済みとなっているが卒業後は改めて年会費を納入することになる

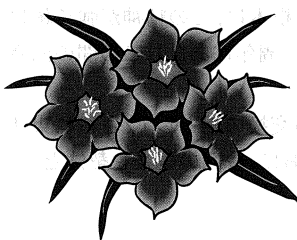
旨をPRする趣旨からの活動強化の一環である。祝辞は14年上田宏弁護士、15年阿部純二常任理事、16年高橋宏明常任理事(東北電力社長、17年山口正一監事、18年三浦秀一理事(宮城県副知事)、19年阿部長監事、20年泉山禎治理事が述べている。

14 進路を考える集い事業の開催 (平成15年)

15年から在学生と同窓生の懇談の場を広げる事業計画が取り入れられ、学生が卒業後の進路を考える機会を提供する企画(「進路を考える集い」)が具体化された。第1回は15年10月10日記念講堂松下会館で公務員・法曹界・公共的民間企業・民間企業の同窓生によるシンポジウムと懇談会として開催され、学生62名・教官3名・同窓会員10名が参加した。その後毎年継続され、20年は初の試みとして1、2年生を主対象に法曹志望者と公務員志望者の2グループに分けてそれぞれの先輩を招いての「集い」を実施した。今年は法曹・公務員・民間の3グループに分けて実施する計画です。

15 春季法学講演会事業への取り組み(平成17年)

17年度からの新しい事業としてこれまで東北大学法学会が行っていた学術講演会を、法学部・同窓会の共催で春季法学講演会として主として在学生を対象に行うこととした。第1回は17年5月20日法学部第一講義室で樋口陽一名誉教授(32卒)の「憲法にとつての大学と大学にとつての憲法」と題する講演が行われた。その後には18年泉山禎治氏(34卒)「裁判の独立を考える―裁判所の独立と裁判官の独立」、19年藤田紀子氏(43卒)「女性法曹の軌跡」と続き、20年からは対象を新入法学部生に絞り石井彦壽氏(41卒)「正義とは何か―正義の女神の目隠し」、21年大内捷司氏(40卒)「法律を学ぶところ」と続いている。



## 「幹事役退任にあたって」 前法学部同窓会幹事 齋藤 文男



創立50周年誠におめでとうございます。

私は平成17年4月に事務長として着任しましたが、西澤元総長の秘書時代に東北大学の歴史についていろいろ御教示を受け興味を持たせていただいた関係で、法学部最初の講義を中川善之助先生が担当したことや中善並木の経緯も東北大学50年史等で知りすごい先生がおられたのだと思っておりました。そんなこともあり、着任早々植木先生(当時研究科長)からお借りして同窓会会報を読ませていただく機会と幹事役として同窓会常任理事会へのお誘いを受けて、同窓会事務局および同窓会常任理事の方達との親交がはじまりました。

特に、東京支部の佐藤正之さん、宮城支部の東海林さん、笠原さんらに何度となく中善先生はじめ昔の先生方の逸話、在学当時の思い出話等をお伺いし、かつ同窓会事務局の活動内容をつぶさに見させていただけますと、熱心さと結束力にかけては東北大学一の同窓会であると確信いたしました。また、及川さん(当時事務局長)の卓越した見識とエネルギーな行動力で同窓会の財政的基盤も確固たるものとしたことをお伺いするとともに、事務局の酒井さん、岡崎さん、清水さんの愛校精神とお人柄にも引かれ、他の部局のような財団等に依存しないボランティア精神を目の当たりにし大いに感銘を受け、同窓会への支援をできる限り行おうと決心いたしました。

着任早々の4月末に同窓生の方から中善並木(記念碑)の由来を残したいとのご相談がありました。そこで記念碑があることを伺い探しましたが環境が劣悪で見つからず、渡邊会計係長、安中さんと草ぼうぼうの中から礎石を発見しました。中善先生について退官後の学生との親交の話を伺うにつけ何とかしなければと思い、当時は法学部の財政事情が苦しかったので周りの草刈は自ら汗を流し、礎石周りの敷石はポケットマネーで整備し、若干ですが環境が良くなりました。そこで植木先生とご相談してこれまでの経過からしても、法学部として「中善並木記念碑」説明板を設置しようということになり、説明文の内容につきましては、同窓会等と相談し林屋先生にお願いしましたことは言うまでもありません。また、設置に際しては史跡指定の問題もあり簡単に穴を掘り設置することは出来ず、仙台市に届けを出して許可を得て実際設置出来たのは秋も深まった10月末でした。

続いて、2007年(平成18年)東北大学創立100周年記念事業についても、同窓会事務局の多大なるご尽力と同窓生各位のご理解とご協力をいただき募金活動(同窓生募金額 全部局中3位)の実績を挙げる事が出来ましたし、及川さんからの誘いもあり36年卒の同窓ホームカミングゴルフ大会にも飛び入り参加させていただき楽しい一時を過ごさせていただきました。

また、同窓会活動の根幹にかかわる同窓会名簿の刊行では、近年個人情報保護の問題があり他の部局では同窓会活動に支障を及ぼしている状況でしたので、稲葉先生(前研究科長)にもご相談し、山田教務係長(同窓生)、佐藤教務主任らの協力を得て卒業祝賀会時に各自の卒業後の連絡先と同窓会名簿発行時のみに使用する事項を設けて、積極的に住所情報の収集に当たってもらいました。このように同窓会事務局と事務部の連係があり、他の部局に模範となる同窓会名簿が完成したと思います。

本来であれば、法学部教職員挙げて対応すべき事業も同窓会のお力をお借りしています。例えば、学生の就職支援の一環である「進路を考える集い」や学生生活支援の「新入生オリエンテーション」事業につきましても、同窓会事務局の方々に企画・実行など事務部と連携を密にさせていただきましたお陰で学生に大変好評を博しております。また、私自身この春で定年で幹事役を終えましたが、機会ある度に事務部と懇親の場を設けていただき社会人の先輩として貴重なお話を伺えるなど同窓会事務局と事務部が一体となり親密な連携をしている数少ない部局に在職できましたことを大変うれしく思いますし、今後とも末永くお付き合いいただければ幸いです。

このたび、投稿を依頼され思いましたのは、今日のように情勢が変転きわまりない世の中に、同窓会事務局が一貫してボランティア活動をつづけるということは生易しいことではなかったと思いますし、同窓会の皆さんの法学部を愛する精神の旺盛なことは今回の東北大学創立100周年事業や今回の事業を見ても明らかです。根本に、この精神が強く根付いておられることが、発展の源泉になっているのではないのでしょうか。法学部同窓会創立50周年にあたりこの間の同窓会事務局の方々のご尽力に深い敬意を表したいと存じます。

最後に、同窓生各位のご理解を得て、同窓会が不断の活躍をされ、本同窓会が多様な情報交換の場として、さらに東北大学へのエール発信の根拠として機能し今後変わらぬ事務部への支援をお願いするとともに、今回の事業を契機とし、さらに一段の飛躍をとげられんことをお祈りしまして、お祝いの言葉といたします。



講演要録

「正義とは何か」

—正義の女神の目隠し—

法科大学院教授  
石井彦壽ながひこ  
(昭和41年卒)

本稿は、平成20年度より春季講演会を新入生向けに開催することになった、その第1回の講演内容です。

(平成20年4月7日・新入生オリエンテーションにて)

(講師略歴) 昭和41年東北大学法学部卒業、最高裁判所調査官を経て仙台高等裁判所判事、仙台地方裁判所長等を歴任、東北大学法科大学院開設と同時に、法科大学院教授に就任、現在に至る。

ただ今ご紹介いただきました石井です。皆さん、ご入学おめでとうございます。

これから法学部で法を学ばれるわけですが、基礎にあるのが「正義」です。「正義とは何か」というのは大変難しい問題なのですが、皆さんにも考えてもらいたいと思つて今日の演題に選びました。

〔法律に現れる「正義」〕

法律の中に「正義」という言葉を使っているのは、実はあまりありません。探してみますと、「弁護士法」・「憲法」・「刑事訴訟法」、大体この3つくらいです。

一方「愛」はどうかといいますと、法律は「愛」であふれています。憲法の前文に「平和を愛する諸国民の公正と信義に…」、国民

の祝日に関する法律では第2条の建国記念日を定める項に「…国を愛する心…」、敬老の日を定める項には「老人を敬愛し」、動物の愛護および管理に関する法律には「動物の愛護…」、教育基本法に「正義を愛する…」、児童福祉法に「児童を愛する…」

などなど、たくさん出てきます。「恋」はどうか?これも非行化防止法に「恋愛感情を抱いて…」

というのがあります。余談です。

〔正義の女神〕

それでは本題に移つて、「正義の女神の目隠し」という謎めいた演題に入りたいと思います。「正義」JUSTICE。研究社の大英和辞典でひいてみますと、「J」を大文字で書いた意味として (Justice)、「正義の女神」手に秤と剣を持ち目隠しをして

いる。」という説明があります。語源はラテン語のユステティアで、これはローマ時代の正義の女神の名前です。正義の女神は、ローマ時代のユステティアよりもっとさかのぼって存在している、エジプト時代にマアトという神がおりました。太陽神ラーの娘で正義の女神です。頭にダ

チョウの羽をつけています。人が死ぬと死者の魂(心臓)を秤の一方の皿に乗せて、一方の皿にマアト(真実を象徴する)が乗る。釣り合えば天国へ行かれるし釣り合いが取れないと地獄に落ちる、死者の心臓は秤の上

にいる怪物アメミトに食べられてしまうという裁きを行いました。これが「正義の女神」の起源です。

ギリシヤには、テミスという正義の女神がおりました。さきほど、正義の女神は剣と秤をもっていると紹介しましたが、剣は

このテミスが起源のようです。ギリシヤ神話では、テミスは天の神ウラノスと大地の神ガイアの娘で、神のお告げ、すなわち正義の基準を伝える役割を果たしていました。テミスの娘にディ

ケがいて地上を司っていました。ローマ人がこのふたつを統合し、秤を与えてユステティアとしたのでした。このときから秤と剣が正義の女神の持ち物となつたようです。

〔秤と剣〕  
女神がもっている「秤」は、「公平」を意味し「法」とか「裁判」を表します。「剣」は、法を貫くための国家権力や執行、刑罰を表します。法律は単に紙

に書いてあるだけのものではなく、実際に国家権力によつて執行されないと意味がないものです。これについて、イエーリングという人が「権利のための闘争」という本で、女神が秤と法

を貫く剣を持つということについて、「秤を伴わない剣は裸の無力を意味する。ふたつの要素

は表裏一体をなすべきものであり、正義の女神が剣を取る力と、秤を操る技とのバランスが取れている場合にのみ完全な権利法状態が実現される。」といつております。

また、オスカーワイルドという戯曲家は、「不正よりもなお困つたものが一つだけある、それは手に剣をもたぬ正義である」といつています。ですから、「正義」というものは必ず実現されなければならぬもので、剣はその象徴なのです。天秤は裁判を象徴するものです。日本の弁護士バツジの真ん中には天秤が描かれていますね。

昔インドには秤による裁判、「秤審(しょうしん)」というものがありました。これは一種の神託裁判でして、昔は神様のお告げによつて裁判していたんですね。「秤審」というのは、被告の体重を2回測つて比べてみて、2回目の方が1回目よりも重いと同じだったら有罪、軽かったら無罪としました。中世ヨーロッパに「魔女裁判」というのがあります。魔女の疑いをかけられた者を秤にかけて、非常に重い教会用聖書と女性の体重を比べました。女

性のほうが重かつたら無罪としたのです。

天秤はまた、裁判に関するさまざまなものの象徴と考えることも出来ます。

たとえば、証拠法則です。民事裁判では「証拠の優越」、刑事裁判では「合理的な疑いを入れない程度の証明」という証拠法則があります。「証拠の優越」は、僅かでも秤を傾かせればいい。

「合理的な疑いを入れない程度の証明」は、有罪を明らかにする証拠のほうが天秤を大きく傾けないといけないというもので、刑事裁判のほうが厳格な証拠法則に則っているのですね。アメリカのあるロースクールの先生

が、この秤の例えを使って、「被告人が裁判にかけられると、まず推定無罪という原則がありま

すから、秤は無罪のほうに傾いている。そこに検察官が一方の皿に有罪の証拠をどんどん積み重ねていきます。有罪の証拠のほうが重くてガタンと秤が下が

る、そのとき初めて「合理的な疑いを入れない程度の証明」ができたということでは有罪となります。」と説明しています。民事裁判の事実認定は、それほど厳格な証明は要求されていませ

ん。片方の証拠がある程度傾いたらそつちを採用して事実認定をしてよろしいとしているのです。

それから、法の解釈方法のひとつとして「利益衡量」というのがあります。これも秤が象徴するもののひとつです。法律は一般的・抽象的に規定されていることが多く、法律の文言からだけでは、事実には当てはめて結論を出すことが難しい場合があります。そこで解釈という操作が行われます。法律の解釈は、価値観の違いで何通りもありえます。ここが数学と違うところ

です。皆さんも法律を学んで痛感されるでしょう。物事には大前提があつて小前提があつて結論が出ます。数学の大前提は公理と定理ですね。法律の場合はそうはいきません。大体、大前提の規定がフアジーなんです。ですから結論はどちらがいいかを判断して解釈の正当性を追及する、これが「利益衡量」です。

Aという解釈とBという解釈とどちらがいいかをその結論を天

秤にかけて決めていくわけです。私が大学で習ったころは、東北大学にはすばらしい民法の先生方がおられて、幾代先生や鈴木

祿彌先生は「利益衡量論」のお立場でした。(広中先生は違ってお立場でした。)結論が何故正しいかどうかをどうやって判断すればよいかについて質問しますと、「常識的に言つてこちらが正しい」というお答えでしたが、漠然としていて納得がいかなかったのです。ただ、最近

は「法と経済」という学際的な分野が拡がってきて、この「利益衡量論」が理論的に考えられるようになったのではないかと考えています。「法と経済」という分野は法科大学院で学びます。面白い分野で、特にアメリカにシカゴ学派というのがあつてそこで盛んに議論されています。

(正義とは何か)

正義とは何かという話に移ります。一番古典的な考え方としては、アリストテレスの「正義とは、平等である」というのがあります。これに則つて考えてみます。この正義(平等)という考えには「平均的正義」と「配分的正義」という二種類の正義が区別されています。

「平均的正義」とは交換的正義ともいいますが、全てを等価に

扱うことで、分かりやすく極端にいいますと、消費税みたいなものです。これはお持ちでもそうでない人も同じにとられま

す。一方、「配分的正義」とはそれぞれの差異によつて扱うということ、所得税みたいなものが累進課税によつて所得の少ない人よりも多くを負担します。

ところで、みな同じように扱うことと差異に応じて扱うこととは、正しい均衡が伴わないといけません。たとえば、「平均的正義」を重んじると、「逆差別」の問題が生じます。アメリカで有名な「デヒューニス事件」がありました。デヒューニスは、ユダヤ系アメリカ人で、ロースクールに入学申請を出しました。

当時、アフアーマティブアクションという政策を採つていて、少数民族や女性を支援するものでした。入学基準にもこれを取り入れてあつて、少数民族が優先され彼は不合格となつたのです。

このため、彼は成績の良い自分が落ちて悪いのが合格したのは、平等の原則に反するとして訴訟を起したのです。一番では「法の下での平等に反する」として入学を認める仮処分を受けて入

学することができました。事件は連邦最高裁に上告されましたが、そのとき彼はロースクールを卒業してしまつたので、訴えの利益がないとして却下されてしまいました。結局、連邦最高裁は結論を出さなかつたのですが、その後、連邦最高裁は、パツキ事件において、「少数民族だからということ優遇するのはいけない。しかし「人種」というものを多様性のひとつの要素として考えるのであれば、憲法には違反しない。」という基準を示しました。

このように、「平均的正義」と「配分的正義」というものは、その中でバランスをとらなくてはならないという問題があるのです。

(多様性という価値観)

アメリカのアフアーマティブアクションの根底には「配分的正義」の背景にある「弱いものを保護しよう」という観念が働いています。つまり、どんな場合でも多様性を確保しなければならぬという要請があるわけ

です。この多様性というのはたいへん重要な価値観です。自然界でもそうです。今から約40億年くらい前でしょうか、地球

に生命が生まれました。単細胞みたいなものから複雑に進化した多様な生物が出現します。地球には環境の変化がありました。ですから単一の生き物だけでは命をつないでゆくことが出来ません。多様な種があつてこそつないで行かれるものです。文化も同じことです。相互に影響し合つてまた新しい文化が生まれます。多様性というのは発展のためのひとつの自然法則だと思います。こうした価値観が、アフターマティブアクションの背景にあると私は考えています。

### （弱者保護の背景にあるもの）

ところで、弱者保護ですが、少数民族といつても人種的にも身体能力的にも劣っているわけではありません。社会的差別によつて劣つた生活を強いられる、いわば社会的弱者です。しかし一方で、自然法則から見ると淘汰されてしまいそうな弱者がおります。たとえば、お年寄りやアルツハイマーにかかつてしまったような人とか生まれてき障害をもつた子供とかです。人間社会では、そうした弱者も救わなければならないという観念があります。それはどこから

きているのでしょうか。これは皆さんにも考えて欲しいのです。宗教的な説明とかいろいろアイディアがあるでしょうが、私は「人間は知能を持った」ことにあると思つています。知能を持つということとは「他の人の痛みを感じる心を持つ」ということです。そういう弱い人の命を全うさせてやるうという「愛」の観念が生まれるわけです。教育しないとそういう観念を持たない人もおります。したがつて、「他の人の痛みを感じる心を持つ」という心を教育によつて承継させていくことが必要になります。今は、競争社会ですから他人の事にかまつていられないという風潮が強くなつています

が、この「愛」という観念は「正義」の根本ですから絶対に忘れないで欲しいと思います。「弱者の痛みを感じる」というのが「正義」の背景になければならないと思つています。

### （女神の目隠し）

ここからは想像をご紹介します。主には「女神の目隠し」のことをお話したいと思つています。これは、ローマのヴァティカーノ宮殿に描かれたユステティアです。これは目隠しをしていません。この絵では、二人のケルビム（智の天使）が「各人にその権利を与えよ」という二枚の銘板を持っています。これはまさに、「配分的正義」を表して

いるといえます。

次にこれは、イタリアのシエナの市庁舎に描かれた「善政の寓意」というフレスコ画です。正義の女神が頭に天秤をおいて両手で秤を均衡に支えている絵です。頭の上には、正義を司る天使がおります。右側の天使は悪いことをした者の首をはね、良いことをした者には冠（名譽）を与えようとしていて、刑罰を表していません。善悪に応じて正義を行おうとしており、「配分的正義」を表しています。左の天使は、取引を司る天使で、それぞれ交換したいものを分け与えている様子が描かれています。取引というものは対等、平等にやるのですが、平等に「正義

を与える、いわゆる「平均的正義」を表しています。

日本の正義の女神はどうでしょうか。東京第一弁護士会にあるこの女神は、目隠しをしていません。札幌の大通公園にある昔の札幌控訴院庁舎、その正面に浮き彫りの女神がおります。これは目隠しをしています。検事総長室にある正義の女神のプロンズ像も目隠しをしています。

次のこれは、ドイツ中世の「首切り刀」なんです。刀身に目隠しをした正義の女神が彫り込まれています。目隠してどうやって首を切るのでしょうか。

### （なぜ目隠しをしているのか）

一般的には、「外見で人を裁いてはいけない」という大原則を示すといわれております。日本の板倉周防守重宗という京都所司代を勤めた有名な裁判官は、お白洲の被告人に対して障子の蔭に隠れて裁判をしたそうです。美しい人なのに可哀想だという観念を持たないようにということでしょうね。

ただ、外見で裁判がなされたものもあります。ギリシャの話ですが、フリュネネという美しい遊女がおります。ポセイド



ンの祭りのときに海に入つて濡れたまま裸であがつてきたのです。それがいかにもヴィーナスそっくりだった。それを妬んだ人たちによつて「神を冒瀆するものだ」として訴えられた。古代ギリシャでは民衆裁判（職業裁判官はいませんでした）が行われていて、何百人もの人を選んで裁判をしていました。このとき弁護に立ったのはヒペリデスという武人（実は恋人だったのですが）でした。情況は不利で死刑を覚悟していたのですが、彼は突然フリューネの纏つていた衣装を剥いで裸体にし、「こんな美しい人を死刑にしてよいのか!」と言つたのです。みなフリューネの美しさにびつくりして死刑は可愛そうだということになり、無罪になりました。美人で得をした話です。日本では、これから「裁判員制度」が始まりますが、皆さんが選ばれたらそんなことはしないでください。

### （目隠しはいつから始まったのか）

15〜16世紀におけるドイツの絵画から始まったようです。この当時には職業裁判官が登場していますが、これが結構デタラ

メな裁判をするものがいたようです。芸術家たちは、「正義の女神が目隠しをされて法廷をウロウロしている」と皮肉つて描いたのです。しかし、その後「外見で人を裁いてはいけない」という意味が変わつてきました。正義の女神には、目隠しのあるものでもないもの2種類があり、アメリカには、目隠しをしているものが多いのです。どちらが正しいかということについて、ドイツ連邦労働裁判所長官のO・Rキッセルが、「どちらが正しいかという問いは無意味である。…正義を追求している裁判官が目隠しをされた眼で外見によらず全ての市民を法の前に平等に扱うことと同様、見開いた眼により真実の探求に力を尽くすことは、絶えずバランスを要する課題であり、根本において分けられない問題である」という考えを示しています。リュウネブルグの市役所の正面に、目隠しをしている女神としない女神の二体があります。目隠しをしているユステティアは予断を持たないで裁判をすることを、目隠しのないほうが真実の見極めを行うことを表しています。これはまさしくキッセルの

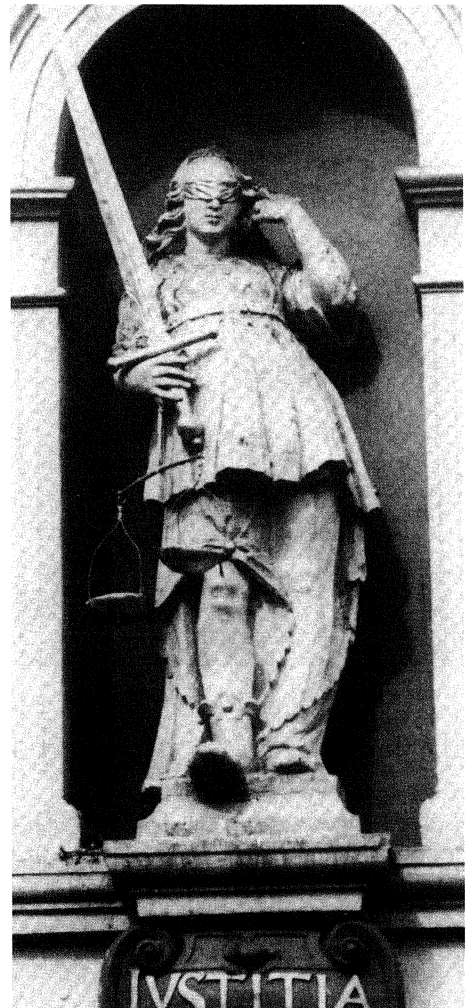
考えを象徴していると思います。

### （目隠しの他の意味）

目隠しは他にもいろいろの意味があります。たとえば、司法権の限界、つまり私的な知見に基づいて判断してはならないという原則やまた民事の弁論主義、刑事の訴状一本主義などを象徴していると考えられることもできます。

そして、法律の「一般的確実性」、法律はすべての場合画一的に適用されねばならず、人や事物の個別的な特殊性には目をつぶるという意味を考える学者もおります。

「一般的確実性」ということは、「法律は杓子定規に適用しなけ



ればならない」ということです。

ローマオリンピックの際、ルー

マニアのラドウカンという体操の選手がドーピングにひつかかりました。風邪薬を飲んだのですが、その成分に禁止薬物が入っていたのです。しかし、その薬物は国際体操連盟の禁止薬物には入っておらずまた後でわかったことですが身体能力にはなんらの影響を及ぼさないというものでした。だが、IOCは「ルーはルールである」としてラドウカンの金メダルははく奪しました。「杓子定規」の例です。

「ある田舎の人の良さそうな老人が、14歳の息子の富次の名前を富次郎に変えてほしいと訴えたのだが、代書人にもこの子の名前が落ちた富次となつていたので、戸籍にもこの子の名前が富次になってしまった。しかし、初めから富次郎なんだ

### （結び）

最後に目隠しには、「見て見ぬふりをする」という意味もあ

ることをお話しして終わりにします。

本来やつてはいけないことですが、ときによっては必要だと思ふのです。これはある有名な裁判官のエッセーです。長くなりますが引用します。

「ある田舎の人の良さそうな老人が、14歳の息子の富次の名前を富次郎に変えてほしいと訴えたのだが、代書人にもこの子の名前が落ちた富次となつていたので、戸籍にもこの子の名前が富次になってしまった。しかし、初めから富次郎なんだ

から、富次という戸籍の名を富次郎と直すにつき、許可を願いたいというのである。(中略)自分の名前が気に入らず、名前を変えたいと思っている人はたくさんあつて手を変え品を替えて許可を求めて来る。(中略)私は息子の名前を変えてくれと言ってきたその老人に『おじいさん、姓名判断で何かいわれて細工してきたね』と突っ込んだところ、老人は掛けていたいすからおりて土間にすわり、恐れ入りましたと言わんばかりに頭を下げた。私は凶星をさされて恐縮した老人にたたみかけて言った。『おじいさん、姓名判断などを信じてはだめだよ。そんなことで迷っていると、一生に何度も名を変えなくてはならないことになるかもしれないよ。裁判所では、そんな迷信で名を変えざる許可はだせないよ。』私の言葉が非情に聞こえたのかもしれない。老人は涙さえ浮かべて、悲しそうに言った。『判事さん、姓名判断は迷信かもしれない。一応私の話をお聞きとくりください。私には、この息子の上に二人の兄がありました。それが二、三年の間に、ころころと病気で

死んでしまいました。今では、私もばあさんも、この三男坊だけを生きがいに暮らしているのですが、この子も兄と同じような病気になって寝込んでしまいました。私どもには、何の望みもありません。ひたすらこの子の病気が直りますよう、神仏様に祈願しているばかりです。そんな私たちをかわれに思ったのでしよう、ある人が姓名判断をする先生を紹介してくれましたので、その先生に子供の姓名を判断してもらいましたところ、先生はお前さんは、子どもがみな早死にするような名ばかり子どもにつけています。長男も二男も、それで早死にしているのです。この三男も早く名を変えなければ、兄たちと同じ運命になりますぞ、といわれ、三男の名は富次郎としなさいといわれたのです。私もばあさんもこの先生の話を聞いて、先だつた兄二人に対し、申し訳の立たぬことをしたと毎日泣きくらしています。(中略)このままでも三男坊が死ねば、私が殺したのも同じことです。私たちも生きてはおれません。(以下略)と涙ながらに訴えた。

愚と言えば愚、無知と言えば無知であるが、親心の心情は私の心にもひしひしと伝わってくるのを覚え、今の姓名判断の話は聞かないことにするぞ、と言えるだけの腹芸ができないものか、そしてうまうまと、だまされてやるだけの度胸がきめられないものか、と思案をすれば、一方で裁判官は同情の安売りをして事実を曲げてはならない、という裁判官気質がぬつと頭をもたげて来る。思案に思案を重ねても、なお迷った。

しかし、裁判官は迷つてばかりはられない。結論を決めて裁判をしなければならぬ。私は、意を決し、申し立ての理由を少し変更させて結論を出した。しかしその結論は、ここではいまい。親子の情と法規との間をさ迷つたあげくの結論で、卑きようではあるが、いいたくないものである。ただ、かの老人が涙をぬぐつて三拜し

て審判延を出したことだけを付けて加えておこう。私は審判延を出て行く老人の後姿を見送りながら、さかしらに姓名判断など追究し、一時にもせよあわれな老父をいじめたのが悔やまれ、初めからだまされておけばよかつたのに、とつくづく思つたことであつた。」

法律は厳正に適用しなければならぬが、柔軟に対応しなければならぬというこでしよう。いい例をご紹介します。これはアラバマ州バーミンガムのサムフォードユニヴァーシティに設置されている正義と慈悲の像です。慈悲の天使が目隠しをした女神を背後から励ましている様子を表しています。これは、『正義に慈悲を加味するための英知を求めよ』という言葉象徴しています。皆さんも、この像をしつかりと胸において法律を学んで欲しいと思います。(完)



# 祝辞

## 平成二十年度卒業生に贈る

同窓会理事

弁護士

元仙台地方裁判所長

泉山 禎治

(昭和34年卒)



皆さん、本日晴れてのご卒業おめでとうございます。僭越ながら、同窓会を代表して心からお祝い申し上げます。

皆さんが東北大学法学部を卒業したことは、これから否応なしに一生ついて回ることで。履歴書などに書く時、この伝統と実績のある法学部を卒業したことに甘んずることなく、誇りと自信をもって書いて下さい。

そして、皆さんが今日、この日を迎えられたのも、皆さんのご両親はじめご兄弟、ご親戚や小学校から大学までの先生方、友人など多くの方々のおかげです。電話一本、葉書一枚でも結構です。ですから、どうかお礼と感謝の言葉を述べて下さい。

皆さんの多くの方々はこれからそれぞれの職業に就いて、社会への第一歩を踏み出すことでしょう。職業のことをドイツ語で Beruf( Beruf)と言いますが、これは rufen( 叫ぶ、神が呼びかける)の変化したもので、天職、使命という意味を含んでおります。

皆さんが自ら選んだ職業を天職と心得て、職業を通して、社会に貢献されることを期待いたします。職業を身につけるには、何といっても早くその仕事に慣れ、仕事の内容を知ることが大事です。

私が若い頃、千葉周作という人がいます。千葉周作と聞くと、宮城県の東北にある栗原郡花山村(当時)の出身で、江戸末期の剣術家(北辰一刀流の開祖)ですが、この人は剣術の上達の仕方として、まず、師の教

えを守れ(守)次に師の教えを破れ(破)、そして最後に、師の教えから離れよ(離)と述べています。千葉周作自身、幼少の頃父から家伝の北辰流を習い、その後修業を積んで免許皆伝を許された後、北辰流と一刀流を合わせて創意を加え、北辰一刀流という兵法を編み出したといわれています。この「守、破、離」ということは皆さんが職業に就いてその道のエキスパートになるためにも言えることではないかと思えます。仕事に就いたら、まず教えられたことを守ることで、勿論、考えながら仕事を覚えなければなりません。仕事に真剣に打ち込んでいけば「破」の段階が必ずやって来ます。「仕事が合わない」と言わずに、まず教えを守って仕事に慣れることをお勧めします。

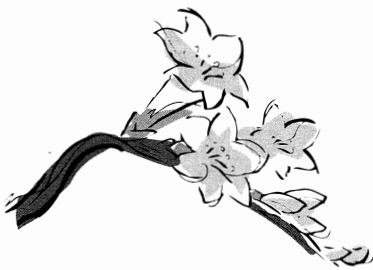
職場には上司、先輩、同僚が大勢おります。皆さんが仕事に就いたらこうした人達との人間関係を大事にして下さい。特に、先輩からは教わるのが沢山あります。中には一生の師となる人もいます。私も40年余りの裁判官生活の中で、実に多くの先輩から沢山のことを学びました。一つだけ例を申し上げますと、私の尊敬している裁判長の一人から「判決しか書けない奴は駄目だ。」と言われたことがあります。当時、若かった私はいま判決を書くことに没頭してしまっていたので、この言葉に反発を感じました。しかし、それから何年かたつてみますと、確かに判決は書いてもそれだけで裁判官として合格とはいえないことが段々わかって来ました。裁判をするには世間のことを知らなければなりませんし、幅広い教養も必要です。これから皆さんはいろいろな道に進まれるでしょうが、その道の専門家になるだけには十分とはいえません。どんな道に進もうとも幅広い教養と深みのある人間性を養って下さい。

また、いろいろな仕事を経験したり、いろいろな地位に就くことになるでしょうが、肩書で物言わないようにして下さい。よく、俺は何々(例えば、部長、局長など)になったとか何々をしたなどと言って自分の過去の肩書を誇示する人がいますが、まことに見苦しいものです。どんなポストに就いたかではなく、何のために何をやったかが問題

なのです。「肩書で物を言うな」ということを申し上げたいと思います。

皆さんにはこれから無限の可能性が広がります。どのような職業に就こうとも、例えば、定年で仕事をやめる時に、その仕事をやって来てよかったと満足できる人生を送って下さい。努力すれば結果は報われるものです。そのためにも健康であることが先決です。どうかくれぐれも健康に留意され、東北大学法学部卒の名に恥じないような充実した人生を送られますことを心から祈念して私の祝福の言葉といたします。

それでは、また、どこかで会いましょう。



連載 先生の研究紹介

## 私の恩師

## — 服藤弘司・世良晃志郎両先生のこと —

東北大学法学部教授

吉田 正 志

(昭和45年卒)



授業再開を目指して、自治会役員の一人として活動したりもしました。

もつとも、私には法律学の素質があまりなかったようで、なかでも法解釈学の勉強はできませんでしたが、学生時代に法解釈学をもつと真剣に学んでおけばよかつたと後悔しているのですが、一方、法制史の授業には興味をもてました。日本法制史の泰斗である石井良助氏の学説を口角泡を飛ばして批判する服藤先生、もつてきたノートをとほとんどみることなく滔々と論じる世良先生、それから連続講義での聴講でしたが、一語一語言葉を慎重に選んで訥々とながら論理一貫した歴史像を描く中国法制史の滋賀秀三先生の授業がそれでした。

卒業後の進路を決める時期になって、自分の能力と性格では、法曹はもちろん、公務員や民間企業はとも動まらないと考えた私は、法制史専攻で大学院に進学したいと思うようになりました。とくに、中国史の時期区分として、紀元前四、三世紀から清朝滅亡までの二千年百年間を一括りにして帝制時代とする滋賀先生の学説には、私の歴史

観からすると納得できなかったので、中国法制史あるいは日本法制史を勉強したいと考え、服藤先生に進学の相談をしました。

それに対して服藤先生は、中国法制史をやるならそれを専門とする指導者につく必要があると指摘され、東北大学以外に進学することを考えていなかった私は、服藤先生の指導の下で日本法制史を専攻することといたしました。

## 大学院での思い出

昭和四五年四月に大学院に進学した私は、五三年四月に岩手大学人文社会科学部に職を得て赴任するまでの八年間を正規の大学院生として、日本学術振興会奨励研究員として、それから就職浪人として大学院で過ごしました。この間、服藤先生と世良先生から受けた学恩は筆舌に尽くせません。

服藤先生は豪放磊落な大親分といった性格で、細かいことに拘泥せず、包容力豊かな方でした。先生は、四二年四月に金沢大学から東北大学に移られたのですが、これには、同じ旧制広島高校出身の世良先生のお誘いがあったようです。

金沢大学時代には、金沢のほとんどの飲み屋でツケがきいたくらい飲み歩いたとか、東北大学に赴任した直後に教授会による歓迎会で、みずから安来節を踊ったとか、多くのエピソードを残されています。

その服藤先生から、研究テーマは自分で決めるよういわれましたので、私は、日本における近代的賃労働者形成を視野に入れて、江戸時代の雇用法を研究テーマといたしました。

当時、服藤先生は、藩法研究会の一員として盛岡藩法の研究に従事しておられ、その史料収集のため、助手・院生を引き連れて盛岡に旅行されたことがあります。その旅行に私も加わって、盛岡市中央公民館での必要な史料調査を終えたのち、同館所蔵の「仙台藩買物奉公人法度」という写本がたまたま目に付いたのですから、それを持参した一眼レフで撮影しました。この史料が、のちに私の研究の端緒となります。この点は、最後に改めて述べることにいたします。

世良先生も包容力の点では服藤先生と甲乙ありませんでした。もつとも、直接のお弟子さんのなかには、世良先生は怖い先生

私に与えられた課題は、私ほどのような研究を行っているかをお話することですが、私が曲がりなりにも日本法制史の研究者として、また本学部の日本法制史担当の教員として現在あるのは、服藤弘司先生と世良晃志郎先生という二人の恩師のお陰です。まず、このお二人の思い出をお話ししてみたいと思います。

## 学部時代の思い出

私は、昭和四一（一九六六）年四月に本学部に入學し、四五年四月に卒業しました（一九七〇）年三月に卒業しました。二年の後期から専門教育が始まりましたが、当時の法学部には、憲法の小嶋和司、比較外国憲法の樋口陽一、行政法の

柳瀬良幹・藤田宙靖、国際法の小田滋、刑法の莊子邦雄、社会法の外尾健一、民法の幾代通・鈴木祿彌・廣中俊雄、商法の服部榮三・菅原菊志、民事訴訟法の齋藤秀夫、国際私法の折茂豊、英米法の望月禮次郎、西洋法制史の世良晃志郎、日本法制史の服藤弘司、政治学史の宮田光雄、外交史の祖川武夫、日本政治史の関口榮一と、錚々たる教官が揃っていました。

折りしも世界的に大学紛争が広がった時期で、東北大学でも教室や研究棟・事務棟の封鎖が行われました。確かに閉鎖的な学部での授業は、まさに汲めども尽きない知の源泉のように感じましたので、私はとても「大学解体」を叫ぶ気持ちはなれず、

授業再開を目指して、自治会役員の一人として活動したりもしました。

もつとも、私には法律学の素質があまりなかったようで、なかでも法解釈学の勉強はできませんでしたが、学生時代に法解釈学をもつと真剣に学んでおけばよかつたと後悔しているのですが、一方、法制史の授業には興味をもてました。日本法制史の泰斗である石井良助氏の学説を口角泡を飛ばして批判する服藤先生、もつてきたノートをとほとんどみることなく滔々と論じる世良先生、それから連続講義での聴講でしたが、一語一語言葉を慎重に選んで訥々とながら論理一貫した歴史像を描く中国法制史の滋賀秀三先生の授業がそれでした。

卒業後の進路を決める時期になって、自分の能力と性格では、法曹はもちろん、公務員や民間企業はとも動まらないと考えた私は、法制史専攻で大学院に進学したいと思うようになりました。とくに、中国史の時期区分として、紀元前四、三世紀から清朝滅亡までの二千年百年間を一括りにして帝制時代とする滋賀先生の学説には、私の歴史

だったといわれる方もおりますが、私は直接の弟子でなかったためか、たいへん親しく指導していた、と思いました。

世良先生もエピソードに事欠かない方で、大学紛争中はちょうど学部長を務められていたのですが、事務局を封鎖している学生に、「君たち、そんなところにいないで酒を飲みに行こう」といったとか、宴会では芸者さんや仲居さんをつかまえて、「君、ウェーバーを知っているかね」と議論をふっかけるとか、とにかくユニークな方でした。

生まれが広島島の造り酒屋で、小さなころから酒のかすをなめて育ったとかでたいへんな酒豪で、またヘビースモーカーでもありました。世良先生の演習は土曜日の午前中に行われ、そこには「世良シュレ(学派)」と呼ばれるような、学部の枠を超えて多くの若手教官が集っていました。私もその末席を穢していたのですが、議論をするとなかなか世良先生に叶わないものですから、せめて吸う煙草の本数——喫煙は自由でした——だけは負けまいと、変なことを考えたものです。

この世良先生が、当時岩手大

学教養部を改組して人文社会科学部を作るための準備室長をしておられ、なかなか就職口がなくて浪人していた私を見るに見かねて、私を人文社会科学部に採用してくれました。このお陰で、私はようやく研究者としての道を歩み始めることができた。

#### 私の研究していること

岩手大学に赴任した私は、当初は授業をこなすだけで精一杯でしたが、少し落ち着いてきたところで、改めて何気なしに盛岡市中央公民館で採集した「仙台藩奉公人法度」という史料を読み直しました。そのなかに、幕府法の情報を仙台藩に提供している「奈良屋市右衛門」という人物がいることにはじめて気がきまして、これがだれなのかを調べました。その結果、この人物は江戸に三人いた町年寄の一人である奈良屋市右衛門であることが判明しました。

江戸幕府は、統一政権として全国に適用される法令を發布するとともに、江戸だけとか、京都だけといった、適用地域が限定される法令も発しました。全国法令は公式ルートを通して各藩に伝えられるのですが、江戸

だけに適用が限定される法令は、当然各藩には伝えられません。ところが、仙台藩は、このような江戸限定の法令を江戸の町年寄を通して入手していたのです。しかも、さらに調べてみると、仙台藩は、江戸の町奉行所の与力などを通して情報を入手しています。こうした情報提供者を「御用頼み」といい、ほとんどの藩が大なり小なりこうした御用頼みをもっています。

仙台藩は大きな藩ですので、幕府のことなど気になかなかつたとは思いますが、決してそうではありません。仙台藩は、いろいろなレベルの御用頼みをもっていて、幕府の動きを把握しようとしていたのです。

こうしたことが分かったものですが、その後私は、仙台藩法を集中的に調べることによって、意外と幕府のことも分かるのではないかと思ひ、仙台藩の雇用法、訴訟法、刑法などのことを追究するようになり、現在に至っています。

東北大学は世界に通用する研究を行う大学だと、よくいわれます。しかし、私の研究していることはむしろ地域に密着した研究でして、このような研究も

またあつてもよいのではないかと思います。最近の大学の風潮のなかでは、ほとんど評価されないかもしれませんが、このように本当にささやかな仕事しか残せていないのですが、すでに鬼籍には入られた服藤・世良両先生の学恩に少しでも報いるため、今後とも地道に研究を進めていきたいと思つています。

## 東北大学法学部同窓会設立50周年 『記念誌』発刊(11月初旬)

法学部60年の歩み、同窓会50年の歩み、歴代法学部長(同窓会長)からの寄稿、恩師たちの言葉、中川善之助先生との触れ合いなどを柱に、多数の会員寄稿やなつかしい写真、模擬裁判ポスターなど、盛沢山の中味。

**1,700円で分譲!**

予約申込みは、同封の振込み用紙にてどうぞ。

11月後半から発送・お届けいたします。

(お問合せ)

〒980-8576 仙台市青葉区川内27-1 東北大学法学部内  
東北大学法学部同窓会事務局(清水、岡崎)  
TEL 022-795-6181

(毎週月・水・金の午前中在室)

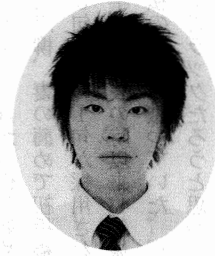
E-mail:dosokai@alumni.law.tohoku.ac.jp





連載  
在校生の活動

## 倶楽部国際法の活動



東北大学倶楽部国際法 代表

法学部3年 今堀圭輔

価をしていただいております。

同窓会の皆様には平素より格別のご厚情を賜り、さまざまなか面で大変助かっております。この場をお借りし心より御礼申し上げます。

私たちの活動のメインは、年に二度開催される「国際法模擬裁判大会」に参加することです。

具体的には、架空の国家間に生じた国際紛争について、原告あるいは被告の立場に立ち、それぞれ自らの国の代表人として、国際司法裁判所(International Court of Justice、以下ICJ)を模した法廷において弁論を交わし、勝敗を決するというものです。大学で教鞭をとる国際法の教授の方々、外務省の方や弁護士の方など、国際法に精通した方々に裁判官役として、評

の参加であったことに鑑みますと、参加校が増加し本格的に「国内予選」として機能し始めたのは東北大学が参加をはじめたころでありました。その意味では、東北大学は大会最古参の校であるともいえます。

出場成績に関しては、2008年度Jes supでこそ決勝トーナメント進出を逃したものの、近年安定して上位入賞を果たしております。とりわけ実際に法廷で弁論を行った者に与えられる個人賞については、2007年度Jes supにおいて原告・被告ともに1位を獲得したことをはじめとして、「口頭弁論の強い東北大」が誕生しています。個人賞というとその個人の力量によるものと考えられがちですが、弁論者は周囲のメンバー全員がサポートを行いますし、OBの方々にも仮想裁判官役として多大な協力を賜っております。また、同窓会の先輩方のご支援によって、古今東西の貴重な資料を収集することができるようになった点によるのも大きく、これらなくしてこのような安定した成績は残すことができなかったものと感じております。

法学は、昭和51年から平成15年までの3期27年の長きにわたってICJの裁判官をお勤めになった小田滋先生や、国際海洋法裁判所(ITLOS)において1996年より9年間、初代裁判官をお勤めになった山本草二先生に代表されるように、歴史と実績が積み重ねられてきたものであります。国際法という法は、国際社会一般に通ずる普遍性が求められる一方、急激な国際情勢の変化に従い可変性も求められるという、二律背反的な法であり、その分だけ学問としても難度の高いものであることは、常々実感させられております。そのような分野において、世界の代表として活躍された両先生に對する尊敬の念を抱かずに居られませんか、「東北大学倶楽部国際法」という名称で活動していくことの重みをひしひしと感じ、身の引き締まる思いであります。思えば、私が国際法に惹かれたのも、その独特さに面白みを感じたのと、偉大な先輩方へのあこがれからでした。

そして、2008年度Jes sup大会を思い起こしてみますと、まさにこのような国際法への興味を再燃するに十分なものでありました。本大会のテーマとして用いられたのが、武力による人道的介入の是非でした。かつて二度の世界大戦の惨禍を招いた反省から、国際連合が設立され、武力の行使は一律に禁じられております。しかし一方で、現代の国際社会においては、安全保障理事会が機能しない場合に「破綻国家」に一国が独断で介入する、いわゆる「人道的介入」論が唱えられていることもまた事実であります。このような国際法の直面する最先端の問題に對し、一学生として考察する機会を得たことは大変有意義な経験でありました。

このように、倶楽部国際法の活動を通じて、私たちは様々な刺激を受け、様々な成長することができていると思っております。現在のところ、夏のAsia Cupでの優勝は一昨年に果たしておりますが、冬のJes supでの優勝(すなわち、世界大会への出場)は未だ一度も達成できておりません。今後はこれを第一の目標に掲げ、変わらず精進していくと考えております。先輩方におかれましては、これからも変わらずご支援・ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

東北大学法学部における国際

皆様へ紹介したい「私の所感」

## 自分“柳”

寺嶋 昭士  
(昭和四十一年卒)

「お父さん、ここ見て見て！」  
平成17年12月21日市民健診の  
会場で、順番待ちをしながら新  
聞を読んでいた妻が、川柳欄を  
指差していた。

『熊がする冬眠とやらを試  
てみたい』

市民センターの講座を受講し  
て、前年の6月から作り始めて  
いた川柳、妻の薦めで初投稿し  
た3句の中の1句が採用され、  
大学合格発表の時以来43年振り  
に私の名前も載っていた。ピギ  
ナーズブックだろうと思ったが  
その後、18年2月・4月と都合  
3回続けて採用されたことで、  
投稿し続けてみようと言う思い  
を持つようになった。  
しかし、いつも選者の琴線に  
触れるような句を投稿できると

は限らず、採用された先輩方の  
句をよく味わって参考にしたい  
と思うが、仲々その域に達する  
のは難しい。

でも最近二年間は19回(句)

採用されており、三十人前後い  
る常連の仲間入りに何とか近づ  
きつつあるような感じで、自分  
を奮い立たせている。

僥越であるとは思いますが、これ迄  
に採用された中の何句かを披露  
して、諸兄弟の批判に供したい。

一、自分のこと

『言うだけは晴耕雨読田畑なし』  
自嘲の句。仕事を辞めたあと  
耕作できる田畑でもあれば、「晴  
耕雨読です」と澄まし込めよう  
が今や、悠々自適な生活など絵  
空事になって来ているようだ。

『丹精を込めても出来は皆違い』

庭の小さな畑で毎年夏野菜を  
作っているが、どうやっても全  
て同じ実をつけることはなく、  
不揃いだからである。

ある知人はこの句を、自分の  
子供達のことには当てはめて読ん  
だと言う。むべなるかな……

『親離れ子離れそして妻離れ』  
少しは自立(?)しつつある  
かなと思つて作つた句で、20年  
7月30日「選者評」がつく第三  
句めに採用されたものである。

妻の妹と話をしている、下五  
を濁点なしの「つまはなれ」と  
読むと、全く違った意味合いに  
なると知つた。離婚?……

二、妻のこと

『怖いもの地震台風熊女房』  
これは16年12月、熊が人里に  
頻繁に出没していると言うニュー  
スを聴いた時に、思いついたも  
のである。

娘の義父宛の年賀状に書いた  
ところ、「熊娘」でなくて  
よかつたね、と娘に言つたそう  
である。本当は娘の方が怖い……

『カーナビはないが代りに妻  
がいる』

私の車にカーナビはついてい  
ない。妻は運転免許を持ってい  
ないので、一緒に出かける時は  
助手席で案内役をするのだが、

このカーナビ偉そうにしながら  
時々、右と左を間違えるので大  
変困りものである。

『お小言が妻と一緒に起きて  
来る』

妻はえてして、私より遅く起  
きて来た時に限つて、挨拶もそ  
こそこに埒もない小言を始める  
と言う癖がある。多分に照れ隠  
しか?

『誤作動だ妻が朝から上機嫌』  
電気製品の誤作動が続きマス  
コミに採り上げられていた時の  
作で、前記の句とは対照的であ  
る。妻の機嫌がいいのは大歓迎  
である。

『呼び方がアンタになったら  
黄信号』

20年1月30日初めて第三句め  
に採用されたものである。私は  
喧嘩一歩手前を描写したのであ  
るが、選者からは一種のお惚気  
かと評された。中七をどんなニュ  
アンスでとらえるかで、句全体  
の趣が違ってくるのだと感じた。

三、孫のこと

『じいじからジジイになって  
反抗期』

『おねだりの内容で相手変え  
る孫』  
近くに住んでいる長男夫婦の  
一男一女(因みに孫は男二人女

四人の計六人)、自分が欲しい  
物やしてもらいたい事を、誰に  
頼むのが一番いいのかがよく分かっ  
ていて、見事な程相手を使い分  
けてねだつて来る。

四、その他

『スーパード親のマナーを子  
が注意』  
『ジムに来ておばさん口も鍛  
えてる』

『ひと昔前の食事が今ヘルシー』  
20年11月19日思いがけず、第  
一句めに採用された記念すべき  
作品。テレビの料理番組を観て  
いて終戦後の体験からひらめい  
たもので、一気に吐き出せた十  
七文字である。

『丁度入院中であり、秘かにバ  
ンザイをした。』  
21年3月末で28回(句)採用  
されているのでこれからは、「70  
才で50回(句)」を目標にして、  
出来るだけ「日常生活の中の人  
(ひと)」を対象にした川柳を  
作つて行こうと思つている。

『川柳とは―ズバリ斬る・ホ  
ロリ泣かせる・チクリ刺す・ニ  
ンマリ笑う・ポンと膝打つ』。  
これは、同期の勝木秀明君が贈つ  
てくれた要諦である。

(尚私が投稿しているのは、朝  
日新聞宮城版の柳壇である。)

## 本部だより

### (1) 平成20年度収支決算(案)と平成21年度予算(案)

平成20年度は、収支差額約110.7万円を計上し会の財政強化を進めることができました。ただ収入面で、通常会員1400名の会費納入を予算計上いたしましたが、1301名と大幅な未達となりました。会員のみなさまには今後ともよろしくご協力のほどお願い申し上げます。一方で、会議費を抑えたことと支部活動活性化支援のための対応が進展しなかったことなどで旅費等が浮いたことによって、支出が予算を下回りました。その結果、予算外支出として常任理事会のご承認を得て事務局に新しいパソコンを備えつけていただきましたにも関わらず110.7万円のプラスを得ることができました。これは過去5年間最高の金額となります。引き続き財政基盤強化を図っていききたいと思います。今年平成21年度は、同窓会創立50周年にあたり最大の事業として「記念誌」を発行いたします。予算もその作成費と販売を中心とし、50周年記念総会対応・母校との連携強化・学生支援のための助成・組織活性化対策などで、昨年より少し大型の予算を組みました。会員の皆様のみまますのご支援ご指導をお願い申し上げますとともに、「記念誌」のご購入をよろしくお願いたします。

#### ★収入の部

単位：円

項目	20年度予算	20年度決算	予算対比	21年度予算
1) 会費等	6,048,000	5,788,920	▲259,080	5,635,000 (年会費・新入会員および通常会員)
2) 利息	3,000	17,010	14,010	3,000
3) 広告料	0	0	0	0
4) 雑収入	105,000	51,000	▲54,000	1,752,500 (記念誌販売代金等)
合計	6,156,000	5,856,930	▲299,070	7,390,500

#### ★支出の部

項目	20年度予算	20年度決算	予算対比	21年度予算
1) 会議費等	360,000	256,232	▲103,768	430,000 (前年より総会対応費増額)
2) 事業費(名簿・会報発行他)	1,185,000	961,678	▲223,322	2,060,000 (会報・進路を考える集いなど)
3) 事務費(旅費・人件費他)	2,580,000	2,630,533	50,533	2,841,500 (組織強化対策)
4) 通信費(郵送料他)	730,000	735,321	5,321	1,090,000 (会報・記念誌送料等)
5) 振替手数料	120,000	165,320	45,320	250,000 (実績+記念誌振込手数料負担)
合計	4,975,000	4,749,084	▲225,916	6,671,500

#### ★収支差額の部

項目	20年度予算	20年度決算	予算対比	21年度予算
1) 期間収支差額	1,181,000	1,107,846	▲73,154	719,000
2) 前期繰越金	18,856,829	—	—	19,964,675
3) 次期繰越金	—	19,964,675	—	20,683,675 (見込み)

注：上記の収入、支出差額ともに(案)であり、「理事会」・「総会」の承認を経て成立する予定です。

### (2) 平成21年度主要行事予定

平成21年	8月21日	【宮城支部役員・職域担当幹事懇談会】
4月8日	法学部新入生オリエンテーション講演	9月26日 平成21年度理事会
4月14日	【東海支部総会】(名古屋「鳥久」)	10月14日 進路を考える集いシンポジウム(法曹)
4月17日	法祭大パーティ(新入生歓迎会)	10月16日 進路を考える集いシンポジウム(公務員)
4月24日	第1回常任理事会	10月19日 進路を考える集いシンポジウム(民間)
5月8日	同窓会学術振興基金支援グループ懇談会	10月23日 【福島支部総会】(杉妻会館)
6月6日	【広島支部総会】(鯉城会館)	11月2日 同窓会50周年記念誌発行
7月6日	同窓会本部・宮城支部・学術振興基金 各会計監査	11月6日 【東京支部総会】(学士会館)
7月6日	同窓会学術振興基金理事会	11月13日 同窓会本部・宮城支部合同総会(50周年記念総会)
7月10日	同窓会学術振興基金申請採択連絡会	11月27日 【東北芝蘭会総会】
7月10日	【岩手支部総会】(ホテルメトロポリタン盛岡)	平成22年
7月22日	会報第36号発行	1月22日 【大阪支部総会】(梅田「スーパードライ梅田」)
7月24日	第2回常任理事会	1月29日 第3回常任理事会
8月21日	【北海道支部総会】(札幌銀座ライオン ススキノラフィラ店)	2月 【宮城支部役員・職域担当幹事懇談会】
		3月25日 法学部卒業祝賀会

### (3) 法学部同窓会学術振興基金

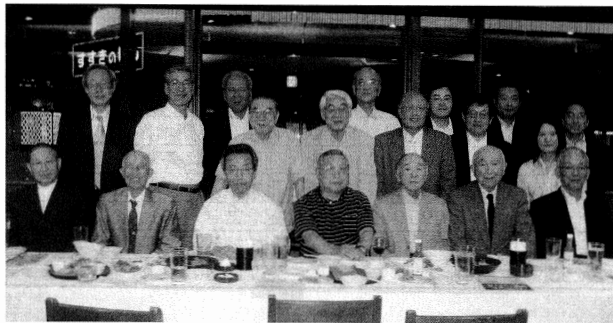
法学部同窓会学術振興基金 (理事長 吉田正志 S45年卒・法学部教授)

平成20年度は①大学院生が刊行している研究紀要「東北法学」へ140千円の助成 ②「無料法律相談所」へ80千円の補助 ③「模擬裁判」へ101.2千円の補助 ④「法社会学研究会」へ60千円の補助 ⑤「倶楽部国際法」に80千円の補助 ⑥司法試験対応のための「秋法研究会」に対し220千円の補助で 合計681.2千円の支出を行いました。

「東北法学」は年2回の紀要刊行を行いました。模擬裁判は改装なった川内萩ホールを会場に「尊厳死」を取り上げ公演を実施しました。「無料法律相談所」の出張相談は米沢市で実施しました。法社会学研究会は「過疎問題の今後・日本の食料資源と食品安全」の2テーマに取り組みました。倶楽部国際法は全国の大学が集う国際法模擬裁コンクールで安定した上位成績を収めました。「秋法研究会」のご指導により司法試験の合格率も全大学中一桁に入る成果を挙げております。今後とも継続的に安定した支援活動を展開してゆきたいと思っております。

### (4) 「記念誌」の刊行

同窓会創立50周年にあたり、「記念誌」を刊行いたします。本年会報の送付時に、PR用チラシを同封し、購入予約を受付します(内容の概要はHPにも掲載いたしましたのでご覧下さい。11月2日発行の予定です。) 多数の方のご購入をよろしくお願いいたします。



## 北海道支部

西澤 香衣

北海道支部では、平成20年度総会を平成20年8月22日、札幌市中央区の銀座ライオンにて開催いたしました。

当日は、同窓会本部より、稲葉会長と清水事務局長にご参加

いただき、支部からは小納顧問以下19名、総勢21名での会となりました。

新田理事(S46卒)の司会により、総会で会計報告および役員選任(伊藤理事以下全員再任)

が承認され、毎年元気なお姿を見せてくださる佐藤昭蔵さん(S27卒)の乾杯により、ビール会が開始されました。

稲葉会長と清水事務局長からは、北海道にはなかなかわからない東北大学の現状などをお話いただき、一同真剣に聴き入っております。

毎年ご参加されている方、久しぶりにご参加された方といろいろですが、年齢や職業を超えて和気あいあいとした雰囲気、飲み・語ることができたのは例年どおりです。

最後は、司会者の指名により、佐藤俊夫さん(S48卒)の締め乾杯で、和やかに終了いたしました。

北海道支部は、資金難、出席者の固定化、若年層・女性の出席数が少ないなど、いろいろな問題を抱えておりますが、この

## 支部だより

## 岩手支部

「平成20年度岩手支部総会、総会開催される」

佐野 淳

会を楽しみにされている会員の方も多くいらっしゃいます。次回総会においては、是非幅広い年代から、多くの方々にご出席いただければ幸いです。

(北海道支部事務局 平成4年卒)

平成20年度岩手支部総会は、平成20年7月11日(金)午後6時からホテルメトロポリタン盛岡ニューウイングにおいて開催された。当支部は、事務局の把握で154人の会員を擁しているが、当日は28人の会員の参加が得られたほか、同窓会本部から稲葉馨同窓会長(法学研究科長)及び清水廣行事務局長の2人の来賓をお迎えし、盛大な総会・懇親会となった。

当日は、斎藤育夫支部長(S29年卒)の挨拶に続き、稲葉同窓会長から東北大学創立百周年記念事業の概要や法科大学院の近況についてのお話をいただいた後、議事に入り平成19年度決算を承認し、役員の改選を行い、



空席となっていた副支部長に相原正明氏(昭和45年卒)を選任し、スピーディに閉会した。その後、恒例の集合写真を撮影し、お待ちかねの懇親会を開会した。懇親会では、相原新副支部長の乾杯の後、清水事務局長からご挨拶をいただき、同窓会の動向、学生時代の思い出など、興味深いお話をいただいた。その後、各自の近況報告を卒業年次順に行った。東北大学研究教育振興財団からの御好意により提供された百周年記念吟醸酒「萩丸」を味わいながら終始和気藹々とした雰囲気では進行した。年配会員は健康・趣味や人生

観に関する話題、現職会員は仕事・家庭や社会情勢に関する話題が多いが、会員の年代や職種が幅広いこともあって、NPO活動、ボランティア活動に積極的にいかかわっておられる方も多く、非常に含蓄のある勉強になる話を聞けるのが会合の大きな魅力である。

一方、中堅・若年会員の総会出席が少ないことは従来からの課題である。

今後とも、本部からの御来賓をお招きするなどの工夫を凝らし、より多くの会員の総会への出席を確保するなど、産業・金融・学術・法曹・公務等の各分野や各世代の良き交流の場となっている当支部の発展を心がけていると思っている。

砂山克彦副支部長(542年卒)の中締めでお開きとなった今回の総会であるが、その後の二次会に繰り出すメンバーも少なくなく、毎年度必ず開催している総会・懇親会での楽しい再会を期したところである。

(57年卒、岩手支部事務局長)

### 宮城支部

#### 一、宮城支部総会開催

平成二〇年度総会は十一月十四日(金)ホテル法華クラブで

開催され、総勢七〇名の会員が出席しました。大学からは稲葉馨同窓会長・法学部長(昭五五)、吉田正志教授(昭四五)が出席、また前回に続き法学部の学生代表4人が招待されました。学生代表は以下の皆さんです。

(無料法律相談所) 石森正典、(模範裁判実行委員会) 佐藤純平、(法社会学研究会) 小野寺貴訓、(倶楽部国際法) 尾張未奈。

(いずれも法学部学術振興基金の支援グループです)

第一部総会は酒井昌弘支部事務局長(昭四三)の司会により議事を進行。東海林恒英支部長(昭三三)の開会挨拶の後、稲葉会長より①法科大学院から二〇年司法試験に五九名合格し合格率で八位の好成绩であった②法学部校舎の耐震リフォーム工事が二十一年五月から始まり、工事期間は半年の予定であるなどのご挨拶がありました。続いて清水廣行本部署務局長(昭三九)より本部の会務報告、岡崎常任理事・事務局担当(昭四二)より収支報告、司会より支部の会務・収支報告が行われ承認されました。なお、本部署(兼支部理事)

として次の三名の方が就任することになりました。小林弘美(仙台市役所・昭六三)、土橋章子(東北電力・平四四)、三浦じゅん(弁護士・平一六)続いて岡崎常任理事の司会により第二部の懇親会がスタート。出席者中最年長の勅使河原安夫先輩(昭二四)の音頭で乾杯しました。賑やかな宴が頂点に達した頃に以下のメンバー有志から挨拶。(大学) 吉田教授、(職域グループ幹事(世話人)) 佐藤裕一(弁護士・昭五二) 鈴木勇(七十七・昭五二) 宮原賢一(宮城県庁・昭五四) 往々木裕司(東北電力・昭五八)、鈴木一光(仙台市役所・昭五八)、(最若手) 田村卓也・松田顕・田畑千明(全員七十七銀行・平一八)、続いて出席学生全員が元氣よく先輩方にアピールしました。最後は藤田紀子常任理事・東北芝蘭会会長(昭四三)の閉会の挨拶で締め括りとなりました。今回は昭三



六卒の山本碧子さんを筆頭に女性八名出席、また、七十七銀行から若手を中心に一五名も出席し、会を大いに盛り上げてくれたのが目立ちました。

#### 二、東北芝蘭会総会開催(東北地区居住の法学部女性卒業生二三名がメンバー)

平成一八年に設立された東北芝蘭会の第三回総会が十月十七日(金)ホテル法華クラブで行われ、法曹界、宮城県庁、仙台市役所等の各界で活躍している会員十七名が参加、来賓として稲葉撃法学部長が出席しました。今回はゲストとして森雅子参議院議員(昭六三・弁護士・福島県出身)が講演を行いました。ご本人の大変苦労した生い立ち、

ご本人の大変苦労した生い立ち、東北大学法学部、法曹界、金融庁勤務を経て、政治家になった経緯、そして家庭人としての苦勞談、あるいは、金融庁時代に集中的に取り組んだ貸金業規制法改正問題、議員として特に注力している消費者問題などをテーマに熱弁を振るって頂き、出席者一同大変感動いたしました。懇親会では懐かしい学生時代の思い出話や、仕事面での情報交換等々、いろいろと話に花が咲き、遅くまで楽しい有意義な時間を過ごしました。次回総会は二十一年十一月開催予定です。

二十一年十一月開催予定です。

なお、本会についての照会は本部事務局にお願いいたします。



の話」という興味深いテーマでお話頂きました。  
 (宮城支部事務局長 酒井昌弘 S43卒)

## 東京支部

薬師寺 宏子

平成20年度の東京支部総会は、11月7日(金)午後6時より、学士会館にて、本部総会との合同総会の形式で開催されました。本部総会では、仙台より稲葉馨教授(同窓会会長)が出席され、直近の母校の状況について詳細な報告を、清水廣行本部事務局長から、総会付議事項に関する説明、会務報告がなされ、仙台の母校の今を知り感じることが出来ました。

三、同窓会役員・幹事懇談会(上・下期)開催  
 在仙主要職域(法曹界・県庁・市役所・七十七・東北電力)で活躍している現役会員の世話役担当幹事と役員が懇談する貴重な機会として半年毎に開催しています。法学部の先生にもご出席願ひ、卓話をして頂きました。9月会には法科大学院長の坂田宏教授が「法科大学院を取り巻く状況等」のテーマで、2月会では日本法制史担当吉田正志教授(昭四十五)が「仙台藩の牢

東京支部会は、樋口副会長の開会の辞で始まり、庄司会長より、本年度から副会長に就任した清野氏を紹介して、『清野さん(JR東日本代表取締役社長)のような素晴らしい後輩を同窓会役員に迎える事が出来て誇らしく思う。』と話されました。続いて、佐藤事務局長より、会務報告、内藤理事より会計報告、尾口事務局次長より役員候補者の発表があり、層の薄かっ

た中堅、若手の世代の理事候補が、承認されました。本年度新たに理事になられたのは、左記の7名の方です。

深澤雄二(昭和55年卒)、相場中行(昭和58年卒)、神橋一彦(昭和62年卒)、佐藤誠(平成8年卒)、高橋郷臣(平成8年卒)、原山泰彦(平成12年卒)、金子直文(平成14年卒)

最後に清野副会長からは、『身に余る歓迎の言葉を頂き恐縮です、今まで同窓会に貢献してこなかった分、これからは少しでも貢献したい。』と語り閉会の辞とされました。

今年には記念講演が無く、盛り上がりには欠けるのではとの思いは杞憂に終わり、続いて開催された懇親会では、今年初めて参加をした方を先輩や先に参加の同期が紹介して回る姿、今年初参加の若い会員のスピーチ、同期が旧交を温める姿、など同窓会本来の交流が活発に図られた会となりました。

尾口事務局次長のアドバイスで、今年初参加の若手会員は、名刺交換した人に翌日すぐメールを送るという事を実践された方が多く、嬉しい驚きとともに距離感が縮まるのを感じました。実践出来そうでなかなかできないことですが、同窓会に限らず今



## 東海支部 「東海支部同窓会に 出席して」

檀 浦 康 仁

去る4月14日、恒例の東北大学法学部東海支部同窓会が老舗料亭「鳥久」にて今年も盛大に行われた。かの中川善之助先生が名古屋にお見えになったときに東北大学法学部の大先輩方がこのお店で一緒にお食事をなさったのが始まりで、それ以降、毎年、この「鳥久」で同窓会が開催されていると聞いている。

後の人脈作りにも大いに力を発揮することでしょう。  
 尚、次回は2009年11月6日(金)開催予定です。  
 関東在住の方で、また、DMが届いていない方は、是非事務局、お知らせの理事までご一報下さい。次回から、ご案内をお送り致します。

一人でも多くの方の参加をお待ちしております。薬師寺宏子 (uge86084@nifty.com)  
 (東京支部会事務局 S58年卒) 連絡先  
 045-313-4899(FAX)  
 045-313-4833(TEL)  
 (株)プロフエツシヨナルネット  
 ワーク澤田  
 sawada@pronet.jp.com

歴史ある東北大学法学部の同窓生の一員であることを最良の意味で自覚できる、私にとって年に一度のとても楽しいひとときである。  
 今年も、例年どおり、懇親会の前に東海支部総会が開かれ、まず、支部長である藤山祐司先輩(昭和29年卒)からの挨拶に

始まり、引き続き幹事の加藤雄一先輩（平成7年卒）から東海支部の決算報告があり、即時に全会一致で承認された。

その後、いよいよお待ちかねの懇親会が始まり、今年も、八島行康先輩（昭和18年卒）の音節で乾杯した。八島先輩は、乾杯にふさわしく短い挨拶に続いて、「元氣に「乾杯」を発声された。大先輩の方々が元氣なお姿で同窓会に参加してくださることが後輩としてとても嬉しい。

今年も、写真撮影もあつたことで、時間の関係上、全体での近況報告は行われなかったが、各テーブル毎に、当初は和やかに、時が経つに連れて、だんだんと賑やかに近況報告や昔話が語られ、とても楽しい時間があつたという間に過ぎてしまった。

相原東孝先輩（昭和25年卒）の締め挨拶の後、恒例の「青葉もゆる」の大合唱によってお開きとなった。全員が肩を組んで歌い、お互いの健康と活躍、来年の再会を願って平成21年の同窓会も無事終了となったのである。

今年の参加者は、昭和18年卒業の八島先輩から平成18年卒の棚橋玲子さんまでの東海地区に居住する22人の同窓生に加え、仙台から同窓会本部幹事の清水

廣行先輩（昭和39年卒）と前法學部長・同窓会長の稲葉馨先輩（昭和50年卒）のお2人、経済學部から佐々木仁先輩（昭和28年卒）と堀籠登喜先輩（昭和33年卒）、文學部から関岡渉先輩（昭和30年卒）が参加され、合計27人であった。これまで参加させて頂いた同窓会では、私が最も後輩である年も多く、平成卒の同窓生が少なかったが、今年も3人の同級生と4人の後輩も参加し、昭和卒と平成卒とが約半数ずつの同窓会であった。私にとって、これまでの同窓会では、先輩方とのお話が楽し

みの中心であったが、今年も後輩と恩師や「大学で学んだこと」を語ることから、とても良い刺激を受けた。

東海支部同窓会は、60年以上にもわたる、異なる時代に東北大学法学部に学んだ同窓生が一堂に会する、とても有意義な会であると思う。来年は、より多くの同窓生が参加されることを願っている。私も、来年も必ず参加し、今年参加された同窓生の皆様と元氣な顔で再会すると共に、より多くの新しく参加された同窓生とお話しし、お知り合いになりたいと思っている。

（平成11年卒）

## 大阪支部

◆関西在住の方はぜひ大阪支部同窓会へ！  
〜平成21年同窓会のご報告〜

江村 純 子

今年も恒例の大阪支部同窓会が1月21日に開催されました。場所は、やはりここ数年の恒例である大阪梅田・フェニックスタワーのピアホール「スーパードライ梅田」です。私が大阪支部同窓会に初めて

出席したのは、確か平成18年の1月のことでした。そのときの会場も「スーパードライ梅田」でしたが、JR大阪駅から徒歩約10分の道程を、地図を片手に小走りで行ったことが思い出されます。

私は卒業後も数年仙台に住んでいましたが、平成14年に友人知人のほとんどいない関西に引越してきました。その頃は、仙台を遠くはなれた関西に東北大学の、ましてや法学部の卒業生などほとんどいないのだろうと漠然と思っておりました。

ところが、そうではありませんでした。関西での数少ない知人の1人で現大阪支部事務局長の野村剛司先生が、関西にもかなり多くの同窓生がいて毎年同窓会も開かれていたことを教えてくださったのです。

仙台を離れて約4年、込み上げる懐かしさを抱えて同窓会会場へと走ったのが、前述の平成18年1月の大阪支部同窓会でした。このときは、様々な分野で活躍されている幅広い年代の方々が多数出席され様々なお話を伺いでき、また、在学中民法ゼミで大変お世話になった河上正二教授が来賓としていらっしやっております。

でも楽しく嬉しい1日でした。その後は毎年参加し、若干のお手伝いもするようになって、今年が4回目の大阪支部同窓会です。

今回も昭和28年卒の方から平成16年卒の方まで約50名もの多数の皆様にお集まりいただき、うち平成卒業の方々が3分の1程いらっしやいました。

また、来賓として仙台から本支部事務局長清水廣行様にもお越しいただきました。遠路はるばる本当にありがとうございます。



同窓会は、土谷明先生及び野村剛司先生の司会の下、大阪支部長大錦義昭先生の開会挨拶、昭和48年卒の前田順司神戸地方裁判所所長の乾杯で賑やかに幕を開けました。

美味しいビールとお食事を頂ながら参加者の方々の近況報告に耳を傾けますと、様々な業界の企業、官公庁等にお勤めの方、起業されている方、福祉、教育あるいは法曹関係者など、お一人お一人実に様々で、改めて法学部同窓生が幅広い分野で活躍されていることを感じます。

同窓会は大いに盛り上がり、近況報告も全員にマイクが回らないうちにタイムリミットが近づいてきました。  
締めは、これも恒例となった東北大学学生歌「青葉もゆるこのみちのく」の斉唱です。昭和56年卒の坂根申悟様のリードにより全員で声を合わせて歌うと、時間も場所も遠く離れた東北大学キャンパスの情景が川内の新緑とともに鮮やかに思い出されました。関西で暮らしていても東北大学を懐かしく感じるのはこの瞬間かもしれません。  
名残を惜しみつつ、久保井一匡先生に閉会のご挨拶を頂き、来年の再会を期してお開きとな

りました。

平成22年の大阪支部同窓会は、1月22日(金)午後6時30分からの開催を予定しております。関西にお住まいの方、また、転勤等で関西に引越して来られた方は、是非ご参加ください。ご連絡お待ちしております。

【連絡先】  
〒530-00054  
大阪市北区南森町一丁目3番13号  
藤隆ビル5階

大錦義昭法律事務所  
東北大学法学部同窓会大阪支部  
支部長・弁護士 大錦義昭  
電話06-6363-2460

(旧姓端田、平成7年卒) 以上

## 広島支部

### 「平成20年度広島支部 総会・懇親会開催」

平成19年7月28日に設立された広島支部の活動もようやく3年目を迎えるようになっています。

広島支部の平成20年度総会・懇親会は、6月7日(土)午後5時から「鯉城会館(県民文化ホール)」において初参加の会員を含め19名の参加(直前に1名欠席)と同窓会本部から吉田

正志教授(東北大学大学院法学研究科)をお迎えして開催されました。

総会では、支部長挨拶に続き来賓の吉田教授より法学部の現況を含めたご挨拶を頂いて議事に入りました。平成19年度の事業・決算及び平成20年度の事業計画・予算案と会則の一部改正案を承認して総会は速やかに終了しました。

今回からの試みとして、懇親会にはいる前に「記念講演」を設け、広島高等裁判所広田聡判事(昭和44年卒・広島支部幹事)による「裁判員制度について」という時宜を得た講演を行いました。平成21年5月21日から実施される「裁判員裁判制度」についての導入経過・施行スケジュール・実施反対論等の説明と、昭和3年10月1日から施行され昭和18年4月に停止された「陪審法」による裁判の概要とその実際の運用状況等の解説を受けて、「裁判員制度」に対する一層の理解を深める事が出来、有意義な講演となりました。

講演終了後、恒例の集合写真撮影を行い懇親会に移りました。懇親会は吉田教授の乾杯のご発声でスタートし、初参加の会員から順次卒業年次順に各自の近況報告を行いました。この種の

会合に共通してはいますが、広島支部でも年配会員は「健康・介護・趣味・人生の歩み等」の話題、若手現役会員は「仕事・家族・社会経済状況等」が主な話題になりましたが、新たなチャレンジにトライする話も出て各自がそれぞれの立場で頑張っている様子がよく解りました。懇親会の会場は、益々和やかな雰囲気と盛り上がりを見せて同窓会ならではの醍醐味を味わう事が出来ました。

次回以降の総会・懇親会を毎年6月の第一土曜日に開催することを全員が了承してお開きとなりました。

そして、これも恒例?になりつつある「広島銘酒」が楽しめるお店での二次会にはば全員が移動しました。その後は各人各様に楽しんだことでしょう。

尚、6月の第一土曜日は、広島の三大祭の一つである「とうかささん」(その年初めて老若男女が浴衣を着て街に繰り出す露店も中心街に多数出店)が開催されるので街中が大賑わいになります。

総会・懇親会以外の活動としては、平成20年12月に「小口哲男広島法務局長(昭和52年卒)を囲む会」、平成21年3月「松戸浩広島大学法学部准教授(平成

9年修士修了)送別会」を開催しました。  
広島支部は他の支部に比べて会員数自体少ないのですが、その数少ない会員のうち東京へ3名、大阪へ1名の計4名が他支部へ異動しました。  
平成21年度の総会・懇親会は、6月6日(土)鯉城会館で豊田麻子広島市副市長(平成2年東北大学大学院工学研究科修了)をゲストスピーカーにお迎えして開催されます。  
(広島支部事務局)





# 同期会だより

## 沖和のつどい (鎌倉中善会)

### 「かまくらや 春もうららに 法の縁」

ことしは、四月十一日(土)、夫婦連れの方や若手も加わり四十五名の参加でした。青葉萌ゆる鎌倉は快晴で中川先生のご恩愛が、緑の風となって一帯に漂うような日和でした。

「全人格的なご薫陶が、老いてなお糧となっています。」という緒方さん(昭22卒八十六才)飯沼さん(昭23)豊嶋さん(昭26)ら大先輩のお話です。

幹事の小野さんからは、会員皆さんからの近況ニュースと畔柳さん(昭30)「中川先生の余技」鍛冶さん(昭36)の「百名山単独登頂記」が予め配られました。

ご遺族の坪井楊様、沖繩からの兼城さん(昭34)北海道の笠井さん(昭35)今野さん、富岡さん、仙台の深谷さん(昭31)泉山さん(昭34)阿部さん、岡山の阿部さん(昭26)金沢の菅井さん(昭35)など遠方からの方々、



新参加の富山淳さん(昭57)関口眞澄さん(昭58)四十代のフレッシュマンも大歓迎され、皆さんスピーチをいただきました。学生時代法律相談所のコンパ、懇親会や沖和寮での会食など、

教室の講義以外の場での中川先生との触れ合いを通じて示されたご人徳が、ひとりひとり今なお景慕の会となつて共通しているのではないかと思います。話題も実に諸般に亘り、「沖和之氣」が漂うようです。

この秋には、法学部同窓会五十年記念誌も発刊されるようですが、法律相談所や沖和寮の来歴も載るそうです。昭和二十一

年二月終戦直後貧窮の下で設立された「沖和寮」の由来は「沖和之氣」を以て勉学に励むようにとのご恩徳に依るものです。「神酣なれば…天地沖和之氣を得べし。」

(精神が旺盛であれば中正清和の元氣を得ることが出来る。) 洪自誠「菜根譚」に由るそうです。

「覚悟花飛又一年」。沖和のつどいは、こうして旧交を暖めています。思い出に再会を約して春を惜しみつつ散会となりました。(文責 秋山 嵩36卒)

## 三五J

### 毎年3月5日の定例同期会「35J会」の集い

今年も、毎年決まっている開催日である3月5日に、東京・千代田区の学士会館で「35J会」が開催された。出席者は例年とほぼ同数の43名であった。

「35J会」とは、法学部に昭和35年に入学した同期生が毎年同じ数字の3月5日に集まる会である。卒業年次の同期生を名

簿とした会では、何かの事情により留年された同輩が名簿から外れ、逆にあまり顔見知りでなかった先輩が名簿に入ってくるからである。卒業年次とは関係なく、昭和35年に入学し、4年間共に遊び勉強した仲間同士が、

毎年互いに声を掛け合い、原則3月5日に集まろうと決めておけば、出席したい人は予めこの日を覚えていて都合をつけてくれるだろうとの思いからの会名である。記憶は定かではないが、

集まり始めてから30年ぐらいは継続している会である。そして、毎年の幹事は名簿の「あ、か、さ、た、な…」順に公平に順送りする方法で行ってきた。今年

の幹事は「た」行であったため、私を含めた5名の幹事役が1月中旬から準備に入り、それぞれの役割分担と相互の密接な情報交換をしながら、案内状を出し、一人でも多くの出席をお願いした。毎年同じ時期の恒例の案内であるため、近況を付記した出欠の回答は概ね順調で、出欠の如何を問わずその回答により会員各位の情報が分かることは大変有り難いことである。返信に記された欠席者の消息を出席者に回覧することで、

気になっていた友人の消息を知れるからである。そして今年の特徴は、サラリーマンであった友人のほとんどがようやく定年を迎え無職になったためか、常連の数名が旅費の安いこの時期に奥様と海外旅行をするためやむを得ず欠席するという半面、永年地方に勤務・居住していた会員数名が何十年振りかで遠方から出席したことである。札幌、仙台、名古屋、金沢、関西方面から出席された友人のまさに久しぶりの挨拶と、その後の彼らを取り囲



んでの交流は、昨年までとは一味違った明るさと和やかな雰囲気を感じ出してくれた。

互いに健康と無事を喜び合い、現在の生活ぶりを話し合い、今後の生活の仕方、ヒントを相手から得ようと、出席者同士が飲食しながら愉快地にさまざまな交流をして回る。また、カメラ好きのK君（弁護士）がそうした場をくまなく回って写真を撮ってくれる。あつという間の2時間である。

来年は、入学時の昭和35年から数えてちょうど50年目に当たる。50年の節目の「35J会」は、会場を仙台市内に移し記念大会にしようかと昨年から決めている。次の幹事の「な」行のメンバーに仙台在住のメンバーが加わり、記念大会にふさわしい内容の会にしようかと今からいろいろな趣向を凝らし始めていると聞いている。ただし仙台の季節柄、開催日を中善並木に桜の咲く頃にずらし多くの同期生を集めるとの計画のようである。定例の3月5日でない来年の「35J会」が今から楽しみである。

（平成20年幹事 田村和久）

### 38年卒同期会

今年（平成20年）5月、新緑の嵐山、渡月橋のもとに、31名の同期生が集合して久闊を叙し、愉快なひとときを過ごしました。また、翌日には、嵯峨野嵐山からトロツコ列車で亀岡へ、バスで保津川下りの乗船場まで移動、2時間の川下りを楽しんで、別れを惜しみながら解散しました。

今回の会は、今年が昭和38年3月の卒業から数えてちょうど



45年目に当たるから、それを記念してみんなで集まろうと、前回（平成17年11月）開催の同期会で指名された幹事団（近畿・中部地区在住者）が企画して実現しました。

38年卒業の同期生は、住所を幹事団が把握しているのが112名で、今回、このすべてに案内を出したところ、当初の段階では、ほぼ全員にちかい90数名から返信をもらい、そのうち出席予定者が50名を超える状況で、幹事団としては嬉しい限りでした。一方で、今回の案内の結果、すでに逝去していることが判明したケースもありました。回答書には大半が近況を書いてくれていましたので、そのコメントを、同時発行の記念文集に収録、掲載しました。記念文集を見た同期生同志が、あらためて久闊を叙す、という場面もあるかな、と幹事団としては考えているところですが…

記念文集は、これまでも同期会を開催するたびに発行してきましたが、今回は、総会の席上で手渡すことをひとつの目標にして原稿の募集と編集を進めました。その結果、総会の数日前には完成して会場に持ち込むこ

とができ、当日の大きな話題提供となりました。因みに、この文集には、28名もの同期生が原稿を寄せ、その内容は、旅行記あり、人生のひとこま記あり、身辺雑記ありで、実にバラエティに富んだ、一味違う読み物になりました。

これまで、38年卒業同期会として同期生の大半に連絡して開催された会は下記のとおりで、ほぼ2〜3年毎に開催されてきました。幹事団、開催地域とも、変化に富み、各地で行われてきたことがわかります。因みに次回には仙台在住の諸君が幹事団を引き受けてくれていますので、今から楽しみます。

- ・ 昭和58年7月：東京 学生会館
- ・ 同 63年6月：秋保温泉 ホテルクレセント
- ・ 平成5年5月：鬼怒川 サンシャインホテル
- ・ 同 7年7月：愛知県大山市 名鉄犬山ホテル
- ・ 同 10年5月：熱海温泉 金城館
- ・ 同 13年11月：伊香保温泉 ホテル天坊
- ・ 同 15年10月：松島 一の坊

- ・ 同 17年11月：湯河原温泉 ホテルあかね
- ・ 同 20年5月：京都 らんざん

### 39J

#### 〈卒業40周年記念〉

#### 39J 同期会開催

我々の同期会は5年毎に東京・仙台で交互に開催することになっていますが、平成20年は丁度卒業40周年ということで、みちのくの古湯作並温泉の岩松旅館で総勢41名（夫婦2組）が参加して行いました。卒業後初めて会うメンバーも多く、再会を喜び合う感激のシーンがアチコチで見られました。当日は先ず広瀬川源流の川床にある旅館名物の岩風呂に入り、互いのメタボのヌード姿を写真撮影するところからスタート（実は、そこは混浴なので、本来カメラ持込禁止のところでした）。その後の宴会は、全員で記念写真撮影の後、長澤君の司会で始まり、最初に

〈京都同期会幹事団：大景勝好、岡林勇、菅原鉄蔵、高橋静雄、蛸井賢（文責） 佐竹英博〉



同期の物故者（13名）に黙祷を捧げました。藤田実行委員長が開会挨拶し、一番遠方から駆けつけた広島府の桑江君が乾杯の音頭をとりました（乾杯のお酒は東北大学創立100周年記念に農学部が特別につくった大吟醸「秋丸」）。続いて各メンバーが近況報告しましたが、その中で皆が一番ビックリしたのは工藤君のことでしょう。頭を丸めた僧侶姿になっていて、岩手県奥州市にあるお寺の真正正銘の住職を務めているそうです。会

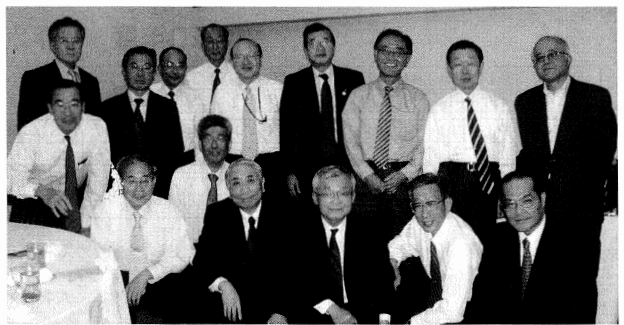
場では、卒業アルバムが回覧されましたが、お互いの40年間の変貌の激しさに感心したり、嘆いたりでした。2次会は菅藤君が司会を担当、その昔卒業式総代の榮譽に輝いた春日川君が乾杯の音頭をとり再スタートとなりましたが、酒量の凄まじいのにビックリ（1次会の飲み放題に加えて、ビール4本、焼酎14本も飲み尽くしました）。最後は宇野君の「5年後、東京に全員元気で集まろう」というべの挨拶で終了しました。翌日は各々の目的別に分かれて行動：ゴルフ組（13名参加）、3月亡くなった渡辺卓君の墓参組、直前に奥様を亡くした嵐田君宅に弔問した組、山形まで遠征した登山組、市内観光や昔の下宿を訪問した組、学生時代にお世話になったという宇野君（本人はゴルフ参加）の母上に挨拶するため塩釜まで馳せ参じた組、中には愛犬に会いたくて東京に飛んで帰った人など、いろいろでした。

39J同期会の定例会は「三水会」と称して、毎月数月の第3水曜日に文京区湯島の「ふくろう亭」（同期の杉見君経営の店・電話03・3834・2960）で開催していただきますので、飛び入りでもOKですから、顔を出して下さい。（在仙台・酒井昌弘記）

## プラマイ会

### 第35回プラマイ会 開催される

年2回、5月と11月開催の定例会が11月14日、品川の高台、日立金属「高輪和樞館」で開催された。参加者は16名。足の便も考え、18時半からのスタートとしているが、18時にはもうかなりの人数が集まり、乾杯の練習である。料理は中華で、テーブル席、皆が移動しやすいように配慮した結果だ。何度も練習を繰り返す。全員が揃ったのは19時。正式乾杯に続き、3分スピーチで近況を報告し合う。話題は仕事の話もあったが、病気の親の介護、転職、子どもの結婚と年齢相応のものだった。久しぶりに参加の友もいる。連鎖反応で、ある話題が出ると「実は私も私も」となる。アルコールが回り、いい気持ち。皆、わいわいやりながら聞いています。仙台におけるあの30数年前に夕



イム・スリッパだ。あつという間に時間がたつた。もう時間です。エールの交換、集合写真、肩を組み合つて学生歌「青葉もゆるこのみちのく」を歌い、お開きとなりました。今回もインターネットで3ヶ月前には開催通知を流し、関東地区で33名から回答を得た、その結果が16名に不参加に変える人もおり、なかなか20名の大台に乗らないのが悩みの種だ。参加者は受付順に、山内容、嶋田恵一、杉本哲郎、西尾真、伏見和史、杉山君、島田武幸、瀬野俊樹、鈴木清人、宇野哲人、小川耕一、猪俣詳典、川上雅人、細見裕、佐藤均、和田義則の諸君であった。いつも応答のいい人は決まっている。今回もトップ引きは山内君であった。次回は5月を予定している。間もなく60歳の人生の一区切りを迎える。この輪も段々と広がってゆけだろう。この会はS43年入学か、S47年卒業の方なら誰でも参加が可能です。どうぞ世話人までコンタクトをお願いします。仙台の昔と今を語ろうではありませんか？

（世話人 和田義則）  
メール:wada.yos@uacatv-yokohama.jp



おくやみ

(平成二十年度に判明された方)

H 20・1	根本嘉一郎殿	S 26・3
H 17・4	佐藤 武夫殿	S 24・3
H 19・9	堀米 貞一殿	S 23・9
H 19・7	森 静殿	S 23・3
H 19・1	堀内 邦男殿	S 23・3
H 19・12	高橋 昂殿	S 23・3
H 20・2	菊池 一郎殿	S 23・3
H 20・7	大津 丞殿	S 23・3
H 20・7	橋本 信夫殿	S 22・9
H 19・6	山名 章殿	S 21・9
H 20・5	延平 郁人殿	S 21・9
(不明)	野口 晃殿	S 19・9
H 19・4	中山 久夫殿	S 19・9
H 19・12	黒部 稯殿	S 19・9
H 20・1	尾崎 武男殿	S 19・9
H 19・10	吉川 昇殿	S 18・9
H 19・9	石井富士雄殿	S 18・9
H 20・5	山根 俊英殿	S 17・9
H 20・2	山上 祐三殿	S 17・9
H 17・9	山口 一郎殿	S 16・3
H 19・9	坪沼 俊吉殿	S 16・3
H 20・7	松本 太一殿	S 15・3
H 16・11	田中 秋男殿	S 14・3
H 20・	佐々木重之助殿	S 13・3
H 19・11	今野 道男殿	S 11・3
H 19・8	後藤良三郎殿	S 11・3
H 19・10	太田 久雄殿	S 9・3
H 19・8	江良英千代殿	S 5・3
逝去年月	卒年	

H 19・7	菅野喜八郎殿	S 27・3	H 20・6	後藤 滋郎殿	S 50・3
H 19・9	丸山 孔央殿	S 27・3	H 15・11	吉田 正史殿	S 50・3
H 19・12	皆川 秀雄殿	S 27・3	H 19・12	水上 千之殿	S 44修
H 20・1	宇佐美昭三殿	S 28・3	(敬称略)	平成二十一年三月末現在	
H 20・4	小平 戊殿	S 28・3	事務局判明分		
H 19・3	曾我 敬司殿	S 28・3	心からご冥福をお祈り申し上げます。		
H 19・8	小林 秀男殿	S 29・3			
H 20・	成田 哲郎殿	S 30・3			
H 19・10	林 毅殿	S 33・3			
H 21・2	八木 功殿	S 37・3			
H 19・12	山田 雪夫殿	S 37・3			
H 21・1	和田 有史殿	S 39・3			
H 20・12	太田 英雄殿	S 43・3			
H 21・1	丸川 和久殿	S 43・3			
H 20・3	渡辺 卓殿	S 43・3			
H 20・5	鈴木 正法殿	S 45・3			
H 20・2	加藤 憲治殿	S 46・3			



「会員の皆様へのお願ひ」

- 一、年会費(三〇〇〇円)の振込は忘れない  
前払の学生・十年未満の終身会員・特別会員を除く全員
- 二、「特別寄付金」の受付は、何時でもOKです  
卒業年・氏名・特別寄付金であることを明記願います
- 三、住所変更・死亡通知などは、出来るだけ早く  
本部事務局にて、原則として月・水・金の午前中受付  
(TEL・FAX・メールいづれでもOK)
- 四、同窓会の役員になり、積極的に協力する  
本部・支部・同期会・各種グループを問わない

平成20年度 卒年別 会費納入会員数

卒年	昭14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	昭28	新28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
会員数	1	1	8	4	7	13	1	9	11	17	5	11	10	12	22	27	35	29	41	51	37	47	59	55	35
卒年	昭38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
会員数	24	74	27	26	21	52	18	28	20	25	25	21	26	22	24	14	22	16	19	16	15	12	6	14	12
卒年	昭63	平1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	入学20	合計		
会員数	17	12	15	14	10	4	11	3	8	13	7	6	7	5	1	6	8	4	5	10	8	194	1495		

1. 昨年に引き続き、会費納入会員が減少しました。改めて皆様のご協力をお願い申し上げます。
2. 39年卒会員が74名とこれまでの最高を記録しました。1人の呼びかけに多数の方が応じた結果とお聞きしました。
3. 未納入だった期間分をまとめて納入された方々お二人おられました。有難いことです。

編集後記

○会長が交代され、新たに芹澤英明先生(英米法)が就任されました。前任の稲葉先生には2年半もの間お世話になりましたが、今後理事としてご協力頂くことになりました。

○同窓会設立50周年にあたり、会報に井上総長のご祝辞を頂くと共に、「同窓会50年小史」を掲載し特集を作りました。

一方で「記念誌」を作製中です。50年史は「記念誌」に詳しく掲載する予定ですが、すべて清水事務局長の情報収集・編集によるもので、膨大な量の資料に目を通しPCに落とす作業を根気強くやられたご努力には頭の下がる思いです。沢山の寄稿・写真を頂戴しありがとうございます。どうぞ沢山の方にお求めいただきたいと思えます。

○各支部長・事務局長のみなさまには、「記念誌」の原稿と会報が重なり大変お手数をおかけしました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

○今回の表紙の写真は、整備された北キャンパスの入り口です。門も新しくなり、芝生が一面に植えられ様子が変わりました。工事といえば、6月から法学部研究棟の耐震改修が半年にわたって行われ、これに伴って、同窓会事務局も文系総合棟の一階に移ります。お立ち寄りの時はご注意ください。

○ご病気で長期入院されていた先輩が回復されて、「休んでいた分の会費を納める」と電話をいただきました。有難いお申し出に感謝しております。(岡崎)